

第11回 少年矯正を考える有識者会議

日 時 平成22年9月9日（木）午後1時30分～午後5時

場 所 法務省 20階第1会議室

午後 1時30分 開会

○岩井座長 それでは、第11回少年矯正を考える有識者会議を開催いたします。本日は、本年5月19日に行われた第5回会議の際に、時間の関係で議論できなかった論点、「少年院における分類処遇制度はいかにあるべきか」について議論しまして、その後、本日の主たる議題である「処遇環境・執務環境の在り方」についての議論を行いたいと思います。

それでは、まず、「少年院における分類処遇制度、特に処遇課程の在り方」について、意見交換をしていきたいと思います。この論点は、「少年院における処遇体制の在り方」についてという大きなテーマに関するものでありまして、このテーマの下に、5月の会議では、「教官による指導体制の在り方」、それから、「個々の少年の教育計画の在り方」という論点について議論いたしました。振り返りますと、「教官による指導体制の在り方」という論点におきましては、「これまでの寮担任制、個別担任制は堅持すべきである。その上で、例えば休日・夜間における寮勤務職員の複数指導体制を採るべきである。それからいわゆるチームティーチングを推進すべきである。それから、施設・設備等の一層の充実を図るべき。」などの御意見が出されました。

また、「個々の少年の教育計画の在り方」という論点におきましては、関係機関からの情報をもっと活用すべきである、現在の個別的処遇計画の運用を見直すべきである、出院後の少年にも積極的に関与することを検討すべきである、一人の少年を複数の施設で連携しながら処遇するという事も積極的に検討すべきである、などの御意見があげられました。

これに引き続きまして、本日は、冒頭に申し上げたとおり、「少年院における分類処遇制度、特に処遇課程の在り方」についてという論点について、議論したいと思います。特に現行の処遇課程、処遇コースというものは、効果的な矯正教育を行う上で有効に機能しているのかどうか、今日的な視点から見直しをした場合、どのような観点、着眼点が必要かなどについて、御意見をいただきたいと思います。

処遇コースをどういうふうに定めていったほうがいいのか、具体的にどれをどう変えなければいけないかというよりも、全体的にどういうふうな視点で処遇コースを作っていったらいいのかという御意見になるかと思うのですけれども。

○毛利委員 これは一つ一つ今日は処遇体制と施設を良くしたり、それから統廃合の問題なんかもあるようだけれども、そういうものを含めて意見を申し上げます。

先日、来られなかったのでいろいろな意見を書いて提出したのですが、その中に少年院法の第4条、矯正教育を変えたほうがいいのかという意見を申し上げました。在院者のす

ることと法務教官のすることをくっきりと分けて、法務教官の職務の枠組みを把握しやすくしたほうが良いのではないかということを行うために、この改正案を提出しました。その条文を書いている最中に考えたことですが、今、少年院の処遇が4つの級（二級下、二級上、一級下、一級上）に分かれていて、仮退院までに一つの少年院の中で順次上がっていくという制度になっています。そして、それぞれの進級の段階にしつけや職業訓練や学力の課題が入っています。それをもうちょっとはっきり分けたほうが良いのではないかと。

それは、例えば一つの少年院の中でいうと、新入時のときのしつけならしつけ、言葉遣い、生活態度、人とのやりとり、もうこれだけを徹底的に最初、評価したり教えたりする。それができないうちは次に進めない、もうはっきりさせる。要するに、今は人間生活の中でどういうふうにする舞えればいいのかということだけを君たちは学ばなければいけないというふうに、きちんと目的を少年たちにはっきりと知らせ、それを教えられる法務教官が教育に当たる。それが大丈夫だとなったら、次に勉強をきちんとするコースとか、労働をきちんとするコースというふうに、進級によってやることを明確にしていく。そういうふうにしていくと、それぞれの場所にいる法務教官が、自分の職務というものをかなり専門化して特化することができるのではないかなと考えました。

さらに考えていくと、分類の問題とか少年院の問題とかを考えると、例えば少年院も地域で割と近くの3つぐらいの少年院をローテーションするようにして、最初の少年院が九州の管区でいうと、例えば佐世保生活少年院というのを作って、最初にそこに入る。そこでも徹底的にきちんと生活して、人と付き合えるような訓練をする。そこが大丈夫になったら次に、例えば「福岡教育少年院」というのに行き、そこで勉強をきちんとする。若しくは、「人吉ガテン少年院」または「人吉労働少年院」というんですか、そういうところに行き働くことをきちんと学ぶ。法務教官もそれぞれの分野をきちんと教えられ人がいて、できればこの時期に少年院で働くことで、せめて社会の半分ぐらいでもきちんとお金がもらえると。そのお金をもらって、社会復帰の準備ができる。そこに行くためには佐世保生活少年院をまずはきちんと出なければいけない。福岡教育少年院と、人吉労働少年院で失敗すると、佐世保生活少年院に戻らなければいけないというふうに、しっかりとなぜ自分がそこにいるのかというのを分かるような仕組みにして、それぞれの少年院にいる法務教官の仕事も能力の秀でている部分も全く違うというふうにしていく。

何もかもしなければいけない法務教官ではなくて、労働だけをきちんと教えて、社会に通用する労働を教える法務教官があそこにはいて、こちらには何もしつけのされていない少年を立

派な普通の子供にできる法務教官がいて、というふうにシフトをしていくと、それぞれのやっていることが明確に見えて、みんな仕事がしやすくなるのではないかなと。ただ、問題は佐世保生活少年院に何年いても出られない少年がいると困るなあ。これをどうするのかという疑問はあります。

そして、いろいろな例がありますから、中津少年学院のような特殊教育の部門と、医療の部門と、それから特別少年院の部分を別個に残しておくというふうにする、何か非常にすっきりするなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○岩井座長 どうもありがとうございました。皆さん、何か御意見をお持ちだと思うので、順にお伺いいたします。ただ、毛利委員のようにおっしゃると、結局、少年院というのは24時間収容して生活させるわけですね。ですから、やっぱり生活指導だけというわけにはいかないのではないのでしょうか。何か、日中集中できる教科指導や職業訓練のプログラムの中で、そして同時に生活習慣を改革するための生活指導を行うということになると思うのですが。

○毛利委員 せめて小学校5年生ぐらいまでは、学力を回復させるというのはあると思います。もし、それができればかなりいいことですよね。それを生活少年院で受け持つというような感じでいかがですか。

○岩井座長 広田委員、何か御意見ございますか。

○広田座長代理 教育をどの程度、実際に成果を上げるプログラムとしてみるかですけれども、佐世保から出られない子供というお話がありましたけれども、多分、しつけをある段階までやるとかといっても、目標まで行かない子供はいっぱい出てくるんですよね。そういう意味では、段階化する形で、要するに成長はしないというふうに考えた方が良いのではないかと思います。だから、こちらでそういうプログラムの的に段階を踏んで変わっていくはずだと思っても、そうはならないと思うんです。

ただ、今のお話で、重要で生かすべき点と思うのは2点あるんですけれども、一つは、施設ごとに、もうちょっと特色を作ったプログラムで、短期間でもそこできちんと何かを学ぶとか、そのためにどんどん動かすという、今でも職業訓練とかやっていますけれども、そういうものをもっとしっかりやるという、何を学ばせるというのが明確なプログラムをどんどん作っていくのは、とても重要だと思うんです。

それからもう一つは、施設の間で差をつけて、個別の目的というお話でしたけれども、むしろ1つの施設の中で、少年の個別の教育プログラムの中でしつけに重点とか、勉強をしっかりと、そういうところがちゃんとできるような体制を作ってやるのが良いのではないかと。錯

そうしているように見えるけれども、実際には個別に目標を立てて、クリアしていつているのが今のやり方ですので、それがちゃんとできるような体制を作ることが重要ななと思いました。

○毛利委員 実は僕は1つの施設の中でさっきのことを考えていたんですけども、いろいろな施設の統廃合の問題とか、あと施設を建て直すという話が出てくれば、1つの施設の中でやっている教育のメリハリを3つぐらいの施設でやると、もっと明確になっておもしろいなと思ってしゃべりました。

○岩井座長 何か御意見ございますか。

ただ、少年院がこれだけあると言いましても、結局地域にかなり偏在しているわけですよね。だからあちらからこちらへ移動させるというのはかなり大変かなと思うのですけれども。

○毛利委員 3か月に1回ぐらいだとどうでしょうか。余りそんなむちゃを言う気は僕はないんですけども、九州あたりだとできないわけではなさそうに思いますけれども。女子の場合は多分無理ですね。施設が少ないですから。

○広田座長代理 新しいプログラムというか、教育の施設を作って、スタッフを入れてやるのは、全国で一斉には大変だけれども、やはりちゃんとしたものをどこかの施設で作って、そこに短期で学びに行くというのは、やっぱり教育効果を考えたときにとっても重要だと思うんです。お金もかけないためにむしろ動かすという、そういうことを考えたほうが良いのではないかと思います。

それからもう一つは、さっきの人吉で卒業というのはちょっと良くないと思うんです。つまり、今までの少年院のいいところは、1つの施設でずっと担任と関係を持ちながら行くとかというのがありましたから、やっぱり最後は自分のところへ戻って、あそこでずっといたけれども、よそにも行ったとか、そういう動かし方をした方が良いのではないかなと思いました。

○毛利委員 お金をもうけることについてはどうですか。要するに、途中で働くプログラムに入ったときに、少しお金が入って、労働の仮免許運転みたいなことをする。その代わり、きちんと厳しくするというのは有効かどうか。

○廣瀬委員 できるなら有効だと思いますが、なかなか組織的にペイするというところまでいけるかという問題が根本的にあると思います。成人の矯正でもそうですけれども。

いろいろな問題点のそれぞれあい路は分かっているんで、なかなか新しい提案はしにくいのですが、これまで出ているように、少年の出入時期が学校と違って4月入学で9月卒業とかではなく、犯罪で捕まるごとに随時その少年を送致して、どんどん新しい子がいろいろなところにいつ来るかわからず、それぞれ問題点も違うわけです。

毛利委員のお話、興味深く伺いましたが、２度目、３度目の入院の少年はどうするのか、最初の人、一定のレベル以上の人をイメージされているお話だと思うのです。しかし、そういうイメージされている能力からかなり外れる少年、２度目、３度目の少年もいるわけです。それらがばらばらの時期に入ってくると、それをどうやって組み合わせていくか、非常に難しいのではないのでしょうか。

それから、この間も東北少年院と青葉女子学園と見せていただいたのですが、遠くの少年院に入ってしまうと、保護者が面会に来るのに、その旅費がないというような問題が出てくるようです。少年の移送も経費がかかりますけれども、それ以上に保護者の問題をどうするか、地域社会との問題をどうするか、いろいろな問題があるわけです。

ただ、いろいろあるから今のままでしょうがないと言ったのでは、本当にしょうがないので、今回、問題点に挙げられてきています医療少年院まではいかないけれども、いろいろ問題があって各施設で非常に苦労しているような少年たち、そういう人たちの受け皿になるようなコース、システム、それを真剣に考えた方が良くと思います。ただ、医療のことは良く分かりませんが、むしろその人たちの教育のためには、もう少しそういう障害のない人たちと一緒にやった方が良くという面もあるでしょうから、そういう発達障害等がある少年たちに専門的な手当ができる施設や指導する専門家などをきちんと作るべきでしょう。そこにずっと入れておくのではなく、ある程度のレベルになったら、他の少年たちと一緒に処遇をしていく、出入りがもっと自由にできるようにするということは毛利委員のおっしゃっているところと、共通するのかなという気がします。

そこは一つ新しいコース、施設自体ができれば一番良いのでしょうかけれども、考えていく必要はあるんだろうと思います。

それぞれの処遇課程は、何年も積み重ねられてきたわけで、合理性はあると思いますし、それなりの成果も上げてきているのではないかと思います。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

他に何か御意見ございますでしょうか。順にお願いできますか。

○本田委員 お二人につながることですけれども、特殊教育課程というのが一つありますよね。学校関係では、今は、特殊教育と呼んでいなくて、特別支援教育になっています。

刑務所も少年院も入ってくる方の知的レベルの方は似ているんですが、知的障害の方よりも、今、発達障害領域、IQでいうと70から80ぐらいの方の人数がかなり多いんですね。この方たちが通常的生活課程というところに入りますと、教官たちは相当振り回されます。なので、

例えば、衝動性の高いADHDだったら、もうすぐにクーリングダウンする場所が必要になる。それも入所当初ですね。個別処遇のときは刺激が少ないので落ち着いていますが、集団になった途端に問題を起こしています。ということになると、特殊教育課程にまではIQでは入らないけれども、特別支援教育の課程というのをきちっとやはり認定をして、その方たちは特別な支援が必要なんだという認識のもとに、ちょっと違う処遇とか、クーリングダウンする部屋をつくるか必要だと思います。同じ状況でも我慢できる限界がやっぱりほかの方とは違うので、ほかの方が1時間我慢できても、その子たちの場合は1時間の作業を3つに分け、途中でクーリングダウンを入れるとか、そういうことが教育上必要になってくるんですね。これを積極的に取り入れるために、きちんと少年鑑別所と連携してそういう査定をする必要があるかなと。

もう一つ、前にもお話に出ていましたけれども、ボーダーラインパーソナリティーの方たちのためのプログラムです。人格障害とは判定はつかないけれども、愛着障害の方はたくさんいます。いろいろな愛着の障害があると、人間関係が不安定なので、集団になった途端にもう引っかき回します。女子の教官の巻き込まれ方はすごいです。これにボーダーラインの知能が重なってしまったら初任の方たちは、まず巻き込まれます。

ただ、こういう方たちの課程が作れるかという点、これは非常に難しいんですね。人格障害ボーダーライン課程なんて名前つきませんから、そうすると、ここをどうするか。この方たちは職業に乗せようとしても乗りにくい。面倒くさいとか、すぐ飽きてしまうとか、職場で問題を起こしてしまうので、どこの課程に乗せていっても、非常に難しいですね。この2つについては、ちょっと根本的には課程という形になるのか、中のプログラムになるのか、そういうことをよくできる専門の方たちを育てていくのか、通常の大枠とはまた別に、この2つに関しては考えていく必要があるかなと思います。

もう一つは、毛利委員がさっきおっしゃった場所を分けるというものに関連しているんですけど、出院後に再犯を行わないために、施設は1つ作った方がいいと思うんですね。短期でいいと思うんですけども、1か月から3か月、そこを拠点にしながら地域と慣れていくという形のことを、アメリカは既にそれをやって、薬物の子は薬物、暴力系は暴力ということで外部の社会と接していきながらも、施設の中できちんと教育と職業訓練をやって、セラピーも含めなのでですけども、現地に慣らしていつています。そういう社会に出る前の準備期間の部分、そこは作っていいのではないかと考えています。

○広田座長代理 今、最後にお話になったのは、すべての少年を対象にしてという話ですか。

○本田委員 出るときですか。

○広田座長代理 はい。

○本田委員 すべてというと。

○毛利委員 全員がそこに行くのかということ。

○広田座長代理 発達障害とかそういうことを抱えた子供たちの特別な出院前のいろいろなプログラムで解放的なことをやれということですか。ちょっと最後のところが良く分からない。

○本田委員 最後のところ、今は全員を私は予想していました。いきなり出たとしても、家族ともまだなかなかうまくいかないし、出てすぐというのはとても不安定なので、その期間は短い子は1か月切ってしまう場合ももちろんあると思うんですけども、院の中での状況認定、家族とも会う状態もあわせながら、ホームステイというか、在宅をして慣れていってなど、何かあったときにすぐにまたケアができる状況、そこは全員必要ではないかなと、短期であったとしても。

○毛利委員 多分、今の話を伺うと、保護局が沼田町に作った就業支援センター、あれに近いようなものの少年院版ということではないでしょうか。

○本田委員 似ています。

○岩井座長 大体、どこの少年院も出院前準備教育というのをやっていますよね。それをもう少し外来処遇のような形につなげていくということでしょうか。ほかに何か、どうぞ。

○石附委員 今の出院準備教育のことで、やっぱりそれをすごく大切にしなければいけないということが一つあるのと、年齢によると思うんですけども、今、少年法でも保護者ということとはすごく大事にされておりますから、私はこのお話を聞く前から、出院準備期間というのはなるべく保護者の近くの少年院で教育を受けて、そして地域援助も受けながら出院準備に向かっていくというのが、保護者との共生ということがすごく大事な少年が非常に多いわけですね。ところが遠いところにいますと、なかなか面会もできませんし、関係調整ができていませんので、なるべくそういう保護者と交流ができるような配慮を、出院準備期間には考えないといけないのではないかとこのように私は思います。

○廣瀬委員 そのところは思いつきなのですが、前に関連する話がいろいろ出ていましたけれども、少年鑑別所はその地域に密着しているところがあるわけですから、そこに少しゆとりを持たせてその各地域で出院する少年たちを必ずそこが受け入れるとか。今の施設を利用して、最大限やっていくのなら、そういうものも一つのアイデアかなという気がしますけれども。

○毛利委員 今の廣瀬委員の御提案ですけれども、少年鑑別所に親と子が泊まって、出る前に1週間とか、1か月とか合宿するとか、そういう感じなんですかね。親御さんは通ってきても

いいんですけれども。

○岩井座長 何か御意見ございますか。

○徳地委員 昨日テレビを見ていましたら、自立支援施設という表現が出てきまして、何か私
がいた施設と同じではないかと思ったんですけれども、実は今、保護者の関係で、刑務所の仮
出所者とか、あと少年院の仮退院の少年も、こういう民間でやっている施設を利用している
という話を昨日テレビでやっていたんです。

今、毛利委員、それからまたいろいろな委員方のお話を聞いておきまして、少年院の出院準
備で、民間の企業の方へ、いわゆる通勤のような形をできないかと思っています。というのは、
児童福祉法が改正されたとき、自立支援が一つのキーワードとなったわけです。現在、児童自
立支援施設の中では、中学校を卒業した高齢児の子供たちを入所させるということが、児童福
祉法改正の中に入っておりました。そういうような子供をいかに社会的に自立できるよう施設
で処遇するかということが一つのキーワードになったんです。

そういうことを考えますと、以前、私は少年院の教官の方から、少年院の方からは老人がい
る家庭にボランティアとして、老人の方の訪問介護をしたということを伺って、少年院に帰っ
てくるまで心配したんだという話を聞いていたんです。できましたら、出院準備段階としまし
て、もし社会的な自立を念頭に入れて、少年院の方から積極的に理解ある企業を開拓しまして、
そこである程度仕事をしまして、若干の資金を提供してもらって、社会的に自分が活躍し自信
を持って社会復帰をさせたらと考えていたんですけれども、そういうふうなことを第一段階で、
出院前段階としまして、ある程度それで達成できましたら、次のステップの更生保護施設とか、
家庭に帰れる少年に対しては、そういうふうな出院準備段階のステップは必要ではないかと思
っております。

○少年矯正課長 若干御紹介させていただきます。少年院と企業とが協調し、現在、短期処遇
を実施している少年院において、院外委嘱職業補導という制度が行われております。一定の期
間、少年院が企業と取り決めをしまして、通勤する形で実践的な教育を受けさせております。

あと、社会福祉施設等に出向いて体験的な学習をすることは、一人の少年について回数はそ
れほど多くはありませんが、多くの少年院において、出院準備教育過程において実施し、教育
効果を上げているところであります。

○徳地委員 その場合は、企業等に体験就労する中で賃金をもらうという体制にはなっていな
いわけですね。

○少年矯正課長 そうですね。教育の一環として実施しておりますので、直接的に労働の対価

として報酬を得させるという形にはなっていないケースが多いと思います。

○岩井座長 労働しても謝礼をもらうということはないのですか。

○少年矯正課長 企業との取り決めの仕方、あるいは相手方の企業の考え方などもあり、一概には申し上げにくいのですが、若干の謝礼等を頂いているケースもあります。

○毛利委員 ぜひ、もっと徹底してやっていただきたいと思って言うんですけども、一つはやっぱり1月通ってみて、その中で行けない日とか、それが本当の社会経験なので、例えば1月の間に1回か2回行って、それが職員の方も緊張して連れていって、それがうまくいったことが社会経験になるかという、決してそうではなくて、3日目に仕事に飽きたときがやっぱり一番大切なときであったり、お金の問題について言っても、お金をもらうことが一番教育的だと僕は思うんですね。教育だからお金をもらわないというのはやっぱり変な話で、お金をもらうから教育なんであって、そのあたりをきちんとしていただきたいのと、例えば短期とか特修短期なら外に出せるというのであれば、仮退院が終わった後に、少年が志願するなら少年院に1月ぐらい居候して、そこから試しにどこかの企業に1月行って、自信をつけて出ていくということだってできないわけではないのではないかなと。もらったお金から食費を払えばいいわけですから。そういうのも、自信のない子にとっては選択肢、オプションとしてあると、もしかしたらすごく有効なのかもしれないなと思いました。

○徳地委員 私、今、自立援助ホームの方の仕事をやっているもので、少年の中には、少年院からの仮退院、それから試験観察、あとは児童自立支援施設からの退所、そういうふうな幅広い少年たちを面倒みているんですけども、少年院を仮退院した場合は、昔でいう作業賞与金、この程度のお金は出るかと思うんですけども、実際、自立援助ホームに入所しますと、身の回りの物程度しかなくて、経済的な裏づけがなくて入ってくるんですね。小遣い程度でもいいですから、入所の段階で若干のお金を持っていないと、いろいろな問題や支障が出てくるわけです。自分で仕事をやりながら考えているんですけども、その辺は矯正の方の考え方として何かお考えあるでしょうか。

○少年矯正課長 少年院では、少年が職業補導に就いたときに与えられる職業補導賞与金の制度があります。これは労働の対価ではなく、いわば恩恵的なしは奨励的なお金ではありますが、いかんせん、額は必ずしも多くはなく、大半は出院時に数千円というところであります。願わくば、出所後の当面の生活に役立つ程度の支援金の類のようなものができれば喜ばしいものと考えます。刑事施設の比較等、そうは簡単ではないとは思いますが、我々処遇を行う立場の人間としては、そういうものが存在すれば、もっと力強く少年たちを送り出すことができ

ると考えるところであります。

○岩井座長 処遇の個別化という観点で、いろいろな専門性を持った施設を作ろうという、作った方が良くという御意見だったかと思うのですが、そこで発達障害とか、そういう問題を持った子供たちのための施設をつくるというのも一つの案だと思います。もう一つ、虐待を受けた子供と、それから放任家庭で育った子供というのでまた扱いの仕方が異なるのではないのでしょうか。そういう虐待を受けたような子供がすべて発達障害につながっているわけではないわけですよね。

ですから、どういう処遇環境が必要かというふうな観点から、施設の処遇課程を見直していくという、そういうことも必要かなと思っているのですが、どういうふうにお考えになりますでしょうか。どうぞ。

○石附委員 今の現場の実感なんかでいきますと、かつてと違って非行のある少年の大方が虐待を受けているわけですから、虐待を特化して何かするというのは、物すごく難しい。だから自分を肯定できる、そういう教育を全体で見ながら、結局ここで大事なことは、処遇が難しいのか、あるいは一人一人の少年が難しいのか。その抱えている問題と共通して最大公約数でやることと、それから個別にやることを統合していかないと、少年院教育というのはなかなか難しいのではないかと思うんですね。今、先生がおっしゃった虐待というのに目を向けるということはとても大事なことですし、基本的にはその子が本当に自尊感情を回復するために、自己愛、すべてのことについてそれが必要なんですけども、それだけのための特別プログラムというのは、結局全部の少年にしなければいけないのではないかなと思います。

○毛利委員 多分、虐待の問題は、どこかの施設をそれ専用にするとかということではなくて、少年院にいる法務教官の一部をそういう虐待のプロとして、拝命されたときからずっと勉強されて、そういう人を数多く育てて、それぞれの少年院に配置して、プロフェッショナルを置くという方法でやっていくのが良いような気がするんです。

それと、発達障害でいうと、中津少年学院なんかはまさしくその受け皿以外の何物でもないと思います。ただ、発達障害を克服するために教育がされているわけではなくて、やっぱり全体として教育をしたり、労働意欲を喚起したりという方向になっているので、そのときに一人一人の少年がいろいろな問題というか、ミスマッチを起こすのに、法務教官も篤志面接委員の僕もあたふたしているというのが今の現状なのではないかなと思います。

それをどうしたら効率よく、効果的に教育できるのかという問題は一つあるのかなということです。以上です。

○市川委員 今の論理で言うと、この人は発達障害、この人は虐待、この人はブロークンファミリーと分けることは不可能だということになります。今、言われているのは、発達障害のある人は虐待の対象になりやすい、家庭環境が良くないと一段と症状が悪化するということです。もともと虐待とブロークンファミリーは関係あるでしょうし、別々のコースを作るというのは難しいと思います。すべての教官の方にこの辺りのところは一応理解してもらわなければいけない。教育の方も発達障害は特別支援教育で、他は通常教育と分けてきましたが、結局うまくいかないんですね。境目がはっきりしない上に、発達障害児が余りにも数が増えてきてしまって、特別支援教育だけでは対応できなくなっています。通常教育の先生も発達障害のマインドを持っていないと授業ができなくなっているのが現状なので、法務教官みんなが発達障害、虐待、ブロークンファミリーを勉強していただくのが現実的だと思います。

○津富委員 考えていたこととだんだん議論が近づいてきたようです。先日、ある法務教官の方に、私が持っている授業で、こういうふうに処遇というものを考えているというお話しをしていただいたところです。その方は、少年院の処遇が訓練型からケア型に移るべきだという議論をされました。さて、今日、このお題をいただいたときに思ったのは、処遇コースを一つ一つどうこうというのではなくて、全般として訓練型からケア型に移るような形で移行しなければいけないだろうということです。

この移行によって、何が変わるかといえば、人間観と、それと裏返しの、処遇観が変わるんだろうと思うんです。そうやって考えると、処遇課程、つまり処遇コースとは一体何だろうと考えるにあたっては、まず、少年院にいる人たちをどういうふうに見るかという人間観が初めにあり、そこから、ではどういうサービスを提供するかということが出てくるんだろうと思うんです。

例えば、この人たちは福祉的なニーズが高い人たちなんだとなれば、社会福祉士の人が入ってくるとか、医療的なニーズが高い人たちなんだとなれば、医療の人が入ってくるといったことです。私の理解では、ほとんどの対人サービス分野で、多職種で対処するというふうになってきていますので、法務教官という一職種でやっている少年院という場は、非常に特殊だと思います。

一方、医療少年院では、多職種の人が入ることによって人間観が豊かになって、訓練型よりケア型の支援がされていると思います。特別支援学校的な発想が入ってきても、当然、多職種型になってくると思います。例えば、先ほどの出院の時の話も、特別支援学校であれば、卒業前に実習に出すわけですね。実習に出して、実習先に就職が決まっていくという仕組みを

持っていて、それが旧養護学校とか特別支援学校の就職率が非常に高い理由ですよね。手帳を持っているということもありますけれども。

そうやって考えると、これまで少年院が持っていた訓練型の人間観から、ケア型の人間観を持っている組織、病院であるとか特別支援学校とか、そういうところが持っているような方向へ、人材バランスを変えて、看護師や社会福祉士を増やししながら、多職種化していくということが処遇コースの見直しだと思うんです。要するに、人間観と、提供されるサービスはセットになっていると思うんです。そういうふうに考えたかどうかとっていたのが一点目です。

それと直接関係するかどうか分かりませんが、もう一点、現状の処遇コースが一定の合理性を持っていることは間違いないんですけども、こう変えたら、職員の意識が変わるのではないかとという提案です。現在は、やはりコースを資質で分けているような気がするんですよね。資質で分けるということは個人に着目しているわけですが、資質は、環境との相互作用で問題を発生しているんですよね。つまり、むしろ出院後に、その人たちが直面するであろう環境の問題に着目して分類をしたらどうだろうと思うのです。たとえば、保護の問題とか、仕事の問題とか、住居の問題とか、医療の問題とか、教育の問題とか、非常に大まかではあるけれども、この人はリスクが高いからどうコントロールしようという観点ではなく、出院後に、その人が直面するような問題によって、コースの分類ができると思うんです。このように、資質ではなく、出院後に会うであろう問題によって分類をすることで、法務教官の意識が、出院後の問題を解くために自分たちは仕事をしているんだ、あるいは、在院生について、今、この人たちは、出院後の問題に備えるために準備しているんだという方向へ変わっていくと思うんです。

そうすると、例えば、先ほどの話で言えば、明らかに引受人がないように思われるという、保護の問題を抱えた子供たちのための施設があっても良いと思うんです。そこでは、圧倒的に社会福祉士が多くて、社会資源もあって、そういう職員バランスに反映された、人間観のサービスが提供されるというわけです。

だから、現状は資質分類という発想での処遇コースの設定が、少年鑑別所との連携を通じて行われているけれども、実際には、資質は環境と相互作用しているのですから、処遇コースの設定に当たっては、むしろ、出院後の問題ごとに大まかに分類して、それをもとに処遇をすれば、何のために仕事をしているのかが、法務教官自身にとってはっきりしてくるのではないかと思うのです。以上です。

○岩井座長 どうもありがとうございました。他に何か御意見ございませんか。この処遇課程

の問題というのはかなり難しいのですが、やはり皆さんの御意見から見ますと、いろいろな資質を持った少年に対応できるように、専門性を持った施設が必要だということですが、やはり出院後のことを考えると、地域とそう離れたところでも困るわけですね。ですから、今でも、中等少年院から医療少年院に移ったりというふうなことはあるのです。病気の問題に取り組むとか、それぞれの施設がある程度の専門性を持って、他の施設の方が良いというふう考えられるような少年たちは、もう柔軟にその施設を変えられるというような仕組みが、あれば良いのではないかなというふうに思います。

そして、少年院の処遇課程の中でも、出院時の社会とのつながりのプログラムですね。そのところも意識したものに処遇課程においてはもう少し力を注いでいって、外来処遇のようなものも入れていくべきではないかという御意見だったと思うのですが、他に何か御意見ございますでしょうか。

それでは、次に、処遇環境、執務環境の在り方についての問題に移りたいと思います。最初に処遇環境についての意見交換を行います。少年院・少年鑑別所において、少年が安心して学び育つ、または安んじて審判を受けられるための処遇環境の整備を進める上で、多角的な視点から有効な方策について検討し、御意見をいただきたいと思います。

ある程度、処遇環境、施設設備上の問題でありますとか、生活環境の問題、そういう点で何か御意見いただければと思いますけれども、いかがですか。やはり平成になって作られたものはかなり良い施設あると思うのですが、古いものには、かなり老朽化しているものもあるかと思えます。

○川崎委員 老朽化している施設を何とか早く現代の子供たちが育っている環境にマッチしたものにというのは、だれもが考えていることで、なかなか予算が回ってこないの、うまくいかないのだと思うので、いずれ解決していただけるだろうと思いますが、その場合にいくつ改善してほしいと思う点があるのです。一つは、古い少年院は、圧倒的に集団室が多くて、極端に言うと考査寮ぐらいしか単独室はないというような状態ですが、もっと単独室の割合を多くして、それは閉鎖の単独室という意味ではなくて、半解放の単独室のようなものを多くして、プライバシーがある程度確保できるような造りになってほしい。そうすることによって、様々な問題を抱えた少年の対応もしやすくなると思います。

そして、単独室の面積とか、あるいは集団室の場合の一人当たりの面積がもう少し広がって、ゆとりができてほしいなということが一つです。

それから、先ほど虐待の子供への指導というお話がありましたけれども、例えば関東医療少

年院では何年か前から女子寮で被虐待の少年を集めて、グループワークをやり始めていて、その担当した教官が目からうろここというか、予想外のいろいろなことを体験して、そういう経験を『刑政』という雑誌に連載中です。

そういういろいろなプログラムをいろいろな施設でやっているのですけれども、そういうことに使用する部屋がないなど、設備が十分でなかったりもするので、新しく作る場合、あるいは改築できる場合は、小グループで何かをやる時にふさわしいような部屋を作ってほしいと思います。それは、教育棟にも必要でしょうけれども、夜間などにも使うとすれば、寮舎の中にホールだけではなく、もう一部屋ぐらいそういう部屋があると、充実した教育がしやすくなるだろうと思います。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

○毛利委員 もう、建て替える方向になっているようですが、人吉農芸学院というところがありまして、ここは昔、海軍が人吉の高台で零戦を飛ばす訓練をしていたんですね。その海軍の飛行隊の兵隊が住んでいる寮舎がそのまま人吉農芸学院になったそうです。昭和33年ごろに改築されたそうですけれども、大変古くて、何年か前に行ったときに渡り廊下の鉄パイプが全部赤さびだらけなんですね。それを少年たちが、やすりで一つずつきれいにしている現場に当たったんですけれども、そのときにアルバイト料をくれればいいのかとちょっと思ったんですけれども、施設をちゃんと営繕しているわけですから。

それと、ぜひ古いのは良くしていただきたいんですが、先ほど川崎委員が言われたことと通じるんですけれども、中津で音楽を教えていて、子供たちにやりたい子がいるんですね。やりたい子が夕食の後に、寮の中にホールがあって、そこでギターを弾いたりすると、情緒不安定の子もいるし、要するに音を立てるとうるさいということで、保安上の問題が出るということで弾かせてくれないというような問題があるんですね。そういう意味でいうと、少年たちが1年ぐらい緊張した中で暮らしていて、自分の好きなことを少年院で見つけて何かをするというときに、そういう時間を30分なり1時間なり、やっぱりきちんと保障するような設備とか部屋があると、やっぱり少年にとっていい効果があるのではないかと。要するに、保安上の問題とかうるさいとかということで、自分のしたいことが狭められるような環境というのは、やっぱり余りよくないかと。そうすると、ちょっと寮から離れたところにそういうことがきちんとできる部屋を作るなり、離れたそういう学習できる視聴覚室みたいなものがあるんですが、夜間もそういうものが使えるような警備上の何か手当をするなり、そういうことをやっぱり考える必要があるのではないかなと思いました。以上です。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

○津富委員 せっかくなので、ちょっと逆行する意見を述べます。

僕自身はニート支援のNPOをやっていると思うことなんですが、彼らが大きく変わるきっかけというのは合宿です。僕らのメニューでは、いわゆる青年の家を借りますので、集団室で、一緒に寝ます。お風呂に一緒に入るということも非常に重要です。これが、大きな変化のきっかけになっていきます。研究があるかどうかはよく分からないのですが、この経験をもとに考えると、単独室が良いか集団室が良いかというのは、そう軽々に決めるようなことではないと思うんです。特に今の子にとっては、肌を触れ合うような経験というのが非常に重要なのではないかと思うんです。

この点と関連しますが、僕自身はかなり前に、多摩少年院が、まだ官舎を売る前、敷地が広々としていた時期に法務教官になりました。やっぱり自然の持つ教育的な力って非常に大きいと思うんです。広々としたところで。

たまたま昨日、姪っ子が、南の島に行って現地の子供と交流して帰ってくるというツアーから帰ってきました。そういう体験をするために、今の大学生はお金を払って出かけるわけです。現地では、先方のご家庭で雑魚寝です。楽しかったと言って帰ってきました。これもまた、人と群れて自然の中でという経験です。少年院と同様の経験と思いますが、そういう経験が、今、求められているわけです。

こういう経験を純粋に積む時間は、僕は、少年院にとって必要だと思うんです。便利なところにあるのではなく、ど田舎であっても、そこで子供たちがまっとうな空気を吸って、まっとうな水を飲んで、視野の広いところで農作業をして、青空があったり、大雨が降ったりとかしながら生活をしていく。そういう時間の過ごし方の中で自分を見直していける、あるいは汗をかくということの意味を実感できると思うんです。僕自身は少年院の経験だけで言うのではなくて、大学で学生とも接していても、今、若い人はそういう経験を求めていると感じますし、ニート支援の現場でも若者がそういう経験で大きく変わっていくという実感があります。

一昨日も僕は、学生の合宿に参加していました。古典的かもしれませんが、酒を飲んで合宿するという、かつて少年院の独身寮にあったような文化ですけれども、そういうものをぜひ大事にしていただけると良いと思います。むしろ、流れは今、群れる方向へと回帰しつつある、戻っているんだという感覚は是非持っていただいた上で、考えていただければ良いと思いました。

○岩井座長 すみません。課長、今、遠足みたいなのはできないのですか。そういう自然豊か

なところに合宿をするというようなことは。

○少年矯正課長 例えば、私が昔勤務しておりました多摩少年院であれば、出院準備教育過程の少年たちが高尾山に登って奉仕活動を行うなどのことがありました。また、夏にはキャンプを行い、自分たちで料理を作って食べるなどのことも行っておりました。合宿については、一部の矯正管区では、管内の少年たちを集めて、1泊2日でキャンプ行事を行っているところもあります。特に短期処遇を実施する施設では、活発かと思えます。

○毛利委員 人吉農芸学院というのは、人吉のちょっと高台の人吉市ではないんですけれども、真下が川辺川というヤマメ釣り、アユ釣り、ラフティング、それからカヌーのメッカでして、そういう人たちが九州全県から集まってきて、毎週遊んでいる場所ですね。法務教官の人たちが勇気さえ出せばそういう人たちとつながって、10人ずつぐらいそういう教育を徹底的に1年間でやることができる、僕が知る限りでは最も近い場所です。歩いて30分ぐらいで川辺川ですから、あその場所から。すぐにできると思えます。少年院がそういう人たちとつながるかどうかが、勇気があればできると思えます。

○川崎委員 以前、有明高原寮にはほかの少年院の少年たちが泊まって、燕登山をやったりしていたように記憶していますが、そういうのは今もやっているんですか。

○少年矯正課長 昔、多摩少年院で勤務しているとき、多摩の少年たちを有明高原寮に仮収容をして、有明の近隣に燕岳という2,800メートルぐらいの山があるんですけれども、そこに有明の少年たちと一緒に登って帰ってきて、もう一泊して多摩に帰るということもやっておりました。万全の準備さえすれば、このようなこともできないことはないと思えます。

○広田座長代理 さっき、津富委員が言われたのはとっても重要な論点だと思うんですよ。日本の少年院はある種の集団生活をさせる中で、いろいろ教育的なことをやってきたというのがあって、だけれども、長い変化の中でプログラムを個別化して、個別の働き掛けで変えていこうとなっていく中で、どこまで集団的なものを少年院の教育の中に残していくのか、発展させていくのかという、とても重要な論点とかかわっていると思うんですよね。今、少年院の調査をやっていますけれども、やっぱり寮生活の中で他の人に気を遣うというのが結構しんどいことでもあるんだけれども、それがまたそれなりに自分にとって役に立っているみたいなんです。そういう部分は必ずあるので、とにかく時間の流れだからもう全部単独室とかという前に、ちょっと集団で生活させることの効果は一体なんだったのかとか、そこでむしろどこまでそういうものを残さないといけないのか、変えても良いのかといったことを、ちゃんと検証することは必要かなというふうな気はします。

○津富委員 ニートの方とか、同じ部屋だと眠れないんですよ。眠れない一晩が重要なんです。そういう話です。

○市川委員 津富委員の指摘は非常に重要なことで、だれもそれを感じています。医療も福祉も同じですが、逆に常にみんなの中にいるというと、それだけでも苦痛になって、耐え切れなくなってしまう人も多いので、例えば、個室も大勢いる部屋も用意して、どちらでもいられるようにするのが今の流れだと思いますね。これだけ家庭に帰って個室に居る子が多いのを、少年院だけは大勢でというのは非常に疑問に感じていて、やっぱり社会と同じようにしていくべきだと考えています。

○津富委員 僕もずっとというわけではありません。でも、一時期は、集団室の時期は必要だという発想があります。ずっとというわけではないです。

○市川委員 私たちは、一人の部屋で寝てもいいけれども、昼間は部屋に入らない時間を作っています。特に発達障害系が増えてくると、人と大勢いるのが苦手な人が多くなってきてしまうので、先生のおっしゃるとおり、大勢でいるスペースとそれから一人ぼっちでいられるスペースと、両方作っておくと具合が良いと私は思っています。

○岩井座長 これからやはり予算の関係もあるでしょうから、老朽施設の改築の際には、ぜひもうちょっとゆとりを持った個室をちゃんと用意できるような施設ができれば望ましいなという事です。

○影山委員 最新のモデル少年院ってあるんですか。

○少年矯正課長 例えば、最近新築された施設で特色がありますのは、関西の和泉学園ですね。短期処遇と長期処遇を1つの施設で実施し、院長、次長の下、首席を2人置く施設です。

○市川委員 文科省は、耐震構造を満たしていないという理由で建て直しを要求しています。建築基準法が変わって耐震構造を満たさなければいけないため、医療も相当建て直しが要求されています。少年院の場合は、大正時代かなと思うものもあるんですが、耐震構造とか、建築基準とかを理由で建て直すことはできないんですか。

○少年矯正課長 基本的には一般社会の基準に沿うべく、努力はしているところだと思いますが、担当部署に照会した上で御報告したいと思います。

○岩井座長 そして、少年たちがいろいろ学習したり趣味を楽しんだりできるような機器とか、設備、その体制ができて、ゆとりを持って生活できることが望ましいと思います。それでは、処遇体制については、よろしいでしょうか。

次に、これまでの議論のような、よりよい処遇環境の整備を進めていくためには、職員にと

っても生き生きと意欲と誇りを持って勤務できるような執務環境の整備を進めていくことも大切だと思いますけれども、そのための有効な方策について考えていきたいと思います。

職員の執務体制，執務環境。お一人ずつ御意見いただきたいのですが。では毛利委員から。

○毛利委員 執務体制，一つは大きなものが，やっぱり気分転換をどうするかという問題があります。やっぱりほかの仕事と比べて，常に逃走事故に備えて，少年院の横の官舎に暮らしているという状態ですから，そうするといつがプライベートなのかということが，法務教官は大変厳しい状況にいるのかなというふうに感じます。ですから，どのぐらいの割合で本当に少年院から純粹に離れて休みをとって，自分のことを考えたり，好きなことをしたりするような時間が取れるのかというのを真剣に考えて，法務教官の方たちにあげなければいけないのではないかなと。

福岡で5年目の人たちとお酒を飲みながら話したときに，もう1週間とか言わない。せめてみんなが晴れ晴れと3日間休ませてほしいという意見がありました。それは本音なんだろうなと思います。自分が一生懸命少年院で働いた上で，ぎりぎり自分の本当にほしい時間って何なのかというと，年に3日間，続けて休みたい。そのレベルなんです。それを法務教官の方がおっしゃっていました。3日間，休ませてほしい。

○少年矯正課長 勤務の交代とか，いろいろな根回しが必要な場合もあるかもしれませんがけれども，夏休みは少なくとも3日間は連続して休ませているはずですけども。

○毛利委員 あと，それから先ほど言ったような，法務教官の得意技をきちんと作って，少年院の持っている体制の中にはめていって，例えば，先ほど発達障害なら発達障害のプロの法務教官をきちんとつくって，その人がプロとして一生長く勤めれば勤めるほど，自分のテクニックを磨いて，深くその仕事を全うできるような仕組みというのがあるといいなと思うんですが。例えば，先ほどの発達障害の子もそうですし，家庭が余り良くない子，普通に子供ができることができない子をきちんと元に回復していくようなことをできる，そういう法務教官というような，そういう道を早目に法務教官が提示して，その中で自分の道を追求していけるような勤務体制なり，研修体制なりができていれば，そういう中で自分の仕事に誇りが持てるのではないかなと。法務教官の人たちが言っているのは，とにかく仕事をしている実感よりも，もういろいろな少年のアクシデントで雑用をしているうちに毎日が過ぎていって，本当のプロとして仕事をしているような感覚がないというようなところが，もしかして法務教官の人たちが疲れている原因なのかなと思っています。以上です。

○本田委員 3つあるのですが，厳しいところから行きます。一つ目は，上司の方が積極的に

部下の方を休ませるという意識を徹底させていただきたいなと思います。

例えば、教官が勉強で研修に出たいという寸前に仕事に来る。あるいは行っている最中に現場の仕事をやれということで指令が来る。縦社会ですから断れない。それを抱えながら研修もやらなければいけないとなると、せっかく自分が外で研修していても集中できなかったり、夜勤明けでも残務処理をしなくてはいけないから直接職場に戻るとか。特に今の状況だと、一応名目上は土日が休みになっていても書類を持ち出せないで、分類の関係なんかは土日にわざわざ自分が休みのときに来てやるしかないとなると、あんた好きでやっているんでしょうということになってしまう。そこにいるから、たとえその方がオフの状態でも、そこにまた仕事に来るんですね。

そういう中での悪循環があった場合に、きちっと職場の中でのオンとオフというのを切り替えていくという、職場の意識ですね。これを徹底させていただきたいなと。アフター5は仕事をしていないのが当たり前であるということになってほしいなと思います。8時間仕事をやったら休ませるというぐらい、デフュージングと呼ぶんですけども、これをしないともう支援者のほうがC I Sと呼ばれている支援者自身のストレス症候群を引き起こしがちなのです。P T S Dと似た症状です。上司の研修の中にきちんと部下を休ませる、部下のヘルスケアやメンタルケアができるということは、ぜひ入れていただきたいなと思います。

二つ目は、スーパーバイズのシステムを各地区につけていただきたい。これは榛名女子学園の金子園長も以前おっしゃっていましたが、困難な事例といわれているものの中でも、スーパーバイズを受ければ、処遇のやり方が見えてくるものがあります。でも、そういう機会が少ないので、どう対応したらいいか困ったまま、そのままにしているというケースがあります。もう一つは、先ほどの特別支援教育に関連するんですけども、やはり各所の中に、最低1名から2名は特別支援教育士の資格を持つ方を育てたいと思います。これは1年間から2年間通って、集中で取っていきますし、研修内容は、医療、アセスメント、ソーシャルスキル、家族対応まであります。試験もありますので、そういったところに積極的に出すということでのプロフェッショナルを作るという形は必要だと思います。

最後、三つ目は教育関係ですね。中の方たちで教員免許を持っている方が頑張っている場合もありますけれども、高等学校の教育とか、あるいは中学校の教育とかという場合に、やっぱり専門の教員の資格を持った方をお願いしたい。でも、地区で非常勤でお願いすると、少年院の中のことや個人情報をつからぬまま学習指導をしないといけないという情報の問題点があります。教育の制度をきちんと作り直していくのであれば、教員資格を持っている人を

採用するとか、あるいは外部との提携のときに、地域の教育委員会と連携するときに良い先生を派遣してもらいたいんですね。これは難しいんですよ。やっぱりそういうところに来られる方というと、時間がある方になるので、大変失礼な言い方かもしれないんですけども、特別な配慮が必要な生徒さんの理解や対応方法が分かっている方に来てもらいたい。教え方に対しても、小学校の課程が分かっている子に中学や高校の内容を教えていかななくてはならないということになると、かなり丁寧にやる気を起こさせるような授業力が必要になってくるんですね。ですから、外でそういう方がいないのであれば、中で育成するか採用する必要がある。こういった教育面のところの人員の配置というのもしっかりしていただくとありがたいなど。

そういうところが整理されてくると、さっき毛利委員もおっしゃっていましたが、1人がいろいろなことを全部やらなくてはいけなくて、どれもいい加減になってしまうのではなく、自分のプロはここ、できないところはどなたかにお願いしていくというような本当のチーム体制が作っていけるので、休める時間ができると思うんですね。このあたりをうまく何か仕事の中での今の教官の良さということは生かしつつも、どこか自分のプロフェッショナルを作っていたらいいの教育ということを考えていただくと、少しは楽になるかなと思いました。これは研修等も連動になってくると思います。

○廣瀬委員 今までの話は皆、賛成です。今の教員の関係などでは、法務教官には教員資格を持っている方が多いということは聞いています。それをもう少し、職に就いた後も継続的な勉強をするようにして生かせないのかなと、昔から思っているのです。

他から教員を入れるというのがあるのかもしれませんが、けれども、法務教官をより生かすということをもっと考えてもいいのではないかと。資格取得をもっとしやすくして、それをそれなりの待遇をしていくという話がいろいろ出ていますけれども、せっかく持っている資格をもっと発展させ、自立させるようなことも考えていただいたら良いのではないかと思います。

それから設備の問題、特に前に市川委員もおっしゃっていた観察カメラ、視察カメラですか、こういう設備の問題、それからさっき出ませんでしたけれども、鑑別所の面会関係の設備で不十分なところがありますね。ああいうところも物的な面で補えるところを補って人の負担を減らす、これも大事ではないかと思います。予算の問題が大きいでしょうけれども、一度作れば一定期間は使えるわけですから、ある意味、実質的な増員のような機能も果たせると思います。それから入院準備の関係などでも、家族との触れ合いが非常に大事なわけですが、設備がないとどうしようもないわけです。家族寮などもっと拡充していくということを考えていただくといいのではないかと思います。

それから前に出た休日、夜間のダブル配置をすることもぜひ実現していただきたい。

それから、先日、東北の施設を見せていただいて、施設間の人員のアンバランスを感じました。親の問題等があつて広域収容をすると、いろいろな地域から離れてしまうという問題が確かにあるのですが、同時に集約化する形で負担を減らし効率化し、専門性を生かせるという面もあるわけです。むしろ保護者の方にもう少し何かサポートする。例えば遠くて面会に行けないというならその旅費ぐらい出してやる、例えば、参考人的な扱いをするなど、工夫の余地はあるのではないかと。新しく施設・設備を作る、人を増やすということと対比して考えれば、予算的にもはるかに少ないだろうと思います。そういうことも含めて検討していただければと思います。

○徳地委員 私は37年間、児童自立支援施設におりまして、その間、15年間、夫婦で一つのコテージの中で生徒と一緒に生活しまして、78名の子供を社会復帰させたんですけども、そういう関係からちょっとお話しします。

その間の4年間、栃木県にある女子の施設にいたんですけども、そこから車で10分ぐらいのところ、さくら市に今なっておるんですけども、喜連川少年院があるんですけども、きぬ川学院という女子の施設ができましたのが昭和36年です。喜連川少年院ができましたのは昭和41年ですけども、36年にできましたきぬ川学院は、すべて建物が一新されまして、36年当初の建物は一つもないですね。喜連川少年院のほうは41年にできまして、建物はそのままずっと残っているわけですね。

私がいたとき、よく喜連川少年院の教官の方といろいろなことで交流しまして、意見交換等、また場合によりましたら職員研修なんかで喜連川少年院の首席専門官を呼んでいただきまして、あとは忘年会をやったり、ボーリング大会をやったり、そういうふうな良い関係を持っていたんですけども。よく言われましたのは厚生労働省は金があるなということで、よく言われてまして、つい昨年でしょうか、ちょっと喜連川少年院のほうに見学に行きましたら、本当にまだまだ前と同じような建物がそのまま残っておりまして、随分頑張っているなという気がしました。

それで私も33年間、男子の方に行っていたんですけども、建物がその間、全部一新されまして新しくなりました。建物が新しくなりますと職員の気持ちもそうなんですけれども、中に入っている子供たち、いわゆる在院生の気持ちも非常にやはり一新されまして、本当にフレッシュな気持ちでみんな一つの新しい建物の中で一体感を持ってやろうという、そういうふうな気持ちになるんですね。

そういうふうなことを考えますと、ぜひとも少年院も新しい建物を建ててほしいなと思うんですね。平成から12施設の少年院が新しくなったということですが、まだまだ古い建物が大部分残っておりますので、できるだけ今言ったような形で新しい建物にしてほしいなと思っております。

先ほど廣瀬委員からもお話あったんですけども、資質のある矯正職員の増員を是非ともほしいということと、それからやはり施設の設備、これを非常に新しく変えてほしいということ、それからもう一つ思いますのは、教官、技官を含めまして、もう少し給料を上げてほしいなと思います。特に最近、国家公務員のいろいろな面で、給与の削減ということが今うたわれておりますので、そうではなしに、もっともっと現場職員というのは非常に大変なんです、やっぱり。何かそういうことを考えますと、ぜひともいろいろな面でやはり裏づけをしっかりとしてほしいなという感じはありますので。以上です。

○津富委員 僕が思うに、法務教官が仕事をして楽しいなというのはきっと、例えば、現場では、良い運動会だったとか、典型的なのは青葉女子学園のオペレッタみたいなものかもしれませんが、施設で語り継がれるようなストーリーになるような仕事がいっぱいできるいいなと思うんですね。

なぜそんなことを言っているかという、今までのお話を聞いていると、個人について高めていることによりプライドを上げていくというような感じのお話だったんですが、個人個人のプライドを上げていくというよりは、みんなでやって良かったということを経験していかなくてはいけないと思うんです。個々の少年院でプロジェクトベースで動くこともできますが、もう少し高いレベルで取り上げるんだとしたら、管区とか局で、今年度のベスト運動会でも何でもいいんですが、すばらしいストーリーがつけられたなと思うようなものを表彰していただくとか、そういうことをきっかけに、語り継がれていく自分たちの施設のプライド、先ほど言っていた分類上の専門性とまた違う、自分たちの施設らしさみたいなもの、誇りにできるものができてくると思うんです。そういうものを意図的に作り出す、極端な話、テレビで表彰式をやっていたぐらいしてほしいと思うんですね。

ちょっとそれと関連するんですが、これは難しいかもしれないし、そこまでの建物は無いと言われるかもしれませんが、建物はやっぱり歴史というかストーリーだと思うんですね。全部建て替えてしまうというのは、今の時代に合わないからというものもあるかもしれません。例えば、大学を例にすると、例えば立教大学の第一食堂とか、もうその大学の顔なんですよ。少年院を建て替えられるときに、ここの建物だけは誇りで残すんだというような

ものがあって、施設で語り継がれるものを是非大事にしていくと良いなというふうに思います。

もう一つ、個人を高めるというのが気になったので、もう一つなんですが、少年院の教官が疲れる理由というのはやっぱり閉鎖的だからだと思うんですね。例えば、論点の中には、地域内における講演活動や、各種学会の発表等を推進すべきではないかということも考えられるのですが、こういう活動は、少年院の評価を上げようとしてではなくて、むしろダメダメで全然構わないと思うんです。ダメなんだけれども、それを通じていろいろな人と触れ合ったりとか、お前ダメじゃないかと言われてたりしてその後酒飲んだりとか、要するに、余り肩の力をむしろ入れないで、肩の力を抜く形でストレスを下げ、背負い込み過ぎない形がいいというふうに思います。施設の中だとどうしても上下関係という中で仕事をしているわけですけども、フラットな付き合いをいっぱい増やして、いろいろな人と平たく付き合っ、地域の方と遊ぶとか、さっきも人吉農芸学院の周りには遊ぶところがいっぱいあるよというお話がありましたけれども、そういう平たい付き合いがストレスを抜いていくのかなと思います。

それから、僕自身は先ほど言ったように、自然に恵まれた施設は不便であっても残ったほうがいいと考えています。しかし、経済的に豊かなところとか、便利なところほど給料が高かったりする仕組みがまだ残っているのではないかと思います。今は、調整手当という名前から、地域手当という名前が変わったのでしょうか。しかし、これは制度上無理かもしれないのですが、むしろ地方施設のほうが金銭的に恵まれるような手立てはできないのでしょうか。例えば、地方に行けば、自然の中で楽しめる場所がいっぱいあります。しかし、カヌーの乗り方を知らないで楽しめないなんて言っているうちに、転勤してしまうなんてもったいないことがよくあります。そこで、そうした楽しみを覚えられる福利厚生を充実するだけで、転勤して良かったということになると思うのです。法務教官という仕事は、あそこへ行ったら山を覚えて帰ってきたとか、釣りを覚えて帰ってきたということ自体が、子供たちの処遇に還元されるのではないかと思います。

○川崎委員 今、津富委員が冗談まじりに記録を意識しておっしゃいましたけれども、みんな転勤がすごく嫌なんですよね。事実そうだと思いますね。自分もそうでしたけれども、家族のことを考えると、特に子供の教育のことを考えると、転勤というのは非常に重大問題です。私もずっと都会に勤務していて、年とってから地方に転勤して、地方の生活の豊かさとか、楽しさとか、非常に貴重な経験ができて、私の場合は子供が大きくなってからだったから大変幸せだったわけですけども、みんなに転勤も良いよと言って宣伝しているのですけれども、女性の単身赴任は特に最高だよ、家族には恨まれるけど、などと言っていますけれども、そういう

津富委員が言われたように、地方の転勤は嫌だったけれども、それなりに良さもあって結果的にはよかったという意見は、是非広めていく必要があるだろうと思います。

いろいろ皆さんが言ってくださったこと、本当に良い提案ばかりだと思いますが、まず、やっぱり人がいないとできないということですよ。先ほど3日間休みがあればそれでいいと職員の方が言われたという話がありました。夏季の特別休暇が3日、それプラス年休を何日間か足して夏休みを取りましょうという申合せにしているので、課長さんが言われるように3日間の休みは取れているはずですけども、それはもしかすると最低限の家族サービス、子供をどこか旅行に連れていくというようなことに使用するので、自分が解放されることにはならず、それ以外に自分のための休みが欲しいという意味だったのかもしれないですね。あるいはもしかすると、表向きは休みがあるはずなのに、何だかんだ言って取れない。休みを計画しておいたけれども、何か問題が起きてとり下げて出勤してしまったとか、書類上は、休みにはしておいてけれども、実際は出勤して溜まった事務処理をしたのかもしれないですね。そういう人も現にいますので。

やっぱり本田委員がおっしゃったように、上司は何とかして部下を休ませる、休めるような体制を考えるということは、もっともっと努力していかなければいけないとは思いますが、ただ、それも限度があるので、やはり何とかしてもう少し職員を浮かせられるような合理的な勤務体制というのでしょうか、何か集約できることは集約するとか、そういうことを真剣に考えていかなないと、増員要求をしても、今は公務員を減らすとか、給料を減らすということが問題になっている時代なので、少年矯正だけ職員を大幅に増やして、給料も多くしてというのは、絵に描いたもちになってしまうと思うので、何かやめることは思い切ってやめてしまうとか、集約できることは集約してしまうという工夫や、あるいは物的なところで補えるものは補って、まあ物的なものもお金がかかりますけれども、教官の負担を軽くするというようなことは是非していただきたいと思います。

○影山委員 もう皆さんが指摘されたことで、おおむね尽きているかなと思うんですけども、要は少年院の法務教官をたくさんの人たちがやりたいなというふうに思えるような、そしてやっていて誇りを感じることができるような、そんな職場環境であるべきだろうなというふうに、抽象的に言えば思います。

このお仕事というのはやはり少年たちに向き合って、そして少年たちが更生をしていく、そこに喜びを感じる、そういうお仕事だろうと思うので、そういう喜びをしっかりと感じられるような職場環境であるべきなんだろうなというふうに思うんですが、そのためにはやっぱり先生

方にゆとりとかそういったものがないといけないので、本来であれば労働基準法とかというものがしっかりと守られるような、労働時間であるとか、あるいは残業代はしっかり払われるとか、あるいはそもそも残業がないような、そのためには意識してノー残業デーとか、そういうふうなものを作るとか、そういう組織として意識をしていくことが必要だろうし、有給休暇は法律で定められているのですから、当然、本来は取れなければいけないだろうと。そしてお仕事に見合った給料がしっかりと保障されて、そこで先生方も喜びをしっかりと感じられるというふうなことがなければいけないだろうと思います。

と同時に、素晴らしいお仕事をされているわけですから、それが正当に評価されるということも大事であって、そのためには先生方がやっている、法務教官がやっているお仕事というのが、しっかりと社会に知らされていく、認知されていく、みんなが見られる。そういうふうなことも大事で、そういう意味では少年院をもう少し地域に開放したりしながら、多くの職種の人たちが少年院の中にもかかわって行って、少年院の仕事が社会にもよく知られ、そしてそこで結構良いことをやっているぞということが社会にも認知され、分かって行って、そして社会的な評価も受けるというふうな、そんな連動していくようなことがあるといいのかなと思うし、また、学会とかそういうふうな専門分野でもしっかりと発表をして、そこで大きく評価をされるというふうなことも大切なのかなと思います。

それからゆとりという意味では、さっきの労働の問題もありますけれども、スーパーバイズ、やっぱり多くの子供たちが虐待を受けていて、そこでPTSDとか、あるいは様々な発達障害とか、そういった障害を持ちやすい子供たちなので、先生方がすごく振り回されるというのはもう既に指摘されているとおりで、そういうふうな中でバーンアウトしがちな状況の中で、必ずスーパーバイズ体制というのはしっかり確立することが必要だろうと、私もそんなふうに思っております。

○市川委員 この件については部分的にはお話ししていると思いますが、短期的にできることと、長期的にできることを分けて考えていかないと難しいと思います。医療の中の精神科という部門にいましたが、精神科は内向きで対外的に外に強く出られないところがあります。少年院や少年鑑別所もそういうところがあると、聞いていて感じます。内向きになったり、どうせお金は出してもらえないだろうと思わないで、自分たちは素晴らしいことをやっているということを外にアピールしていくべきだと思います。縮小再生産になっていかないように、もっとずうずうしくいくべきだろうと思います。

給料が安くても誇りをどうやって保てるかということは、外の人に素晴らしいことをやって

いることをアピールすべきだと思います。これは本省の方に考えていただいたほうがいいと思いますけれども、マスメディアの活用というのは非常に重要だろうと思います。前に私は見学する人を増やした方が良くと申しあげましたけれども、「君たちはすごく注目を浴びている」ということを教えるのに良い手法だと思います。

病院長をやっていたときに、各病院長あてに予算をつけてもらいました。表彰するための予算を用意してもらい、頑張った方々に渡しました。そうしたら定年間近な人も喜んでくれるということが分かって、これも意味がありました。

長期的には職員の福利厚生を充実させるということですよ。一人が責任をかぶらないようにして、みんなで責任を分担していくことが必要です。頑張っている人ほど、うつになることも知られています。前に申しあげましたように、これだけ立派な仕事をしているのであれば、資格化を将来的には考えていくべきだと思います。これは給料を上げるのには一番良い方策です。良い人材を集めるのには、資格化を図るというのは絶対良いと思います。

拡大再生産にならないと、組織というものは伸びませんし、活性化していかなかったらいい人は集まらないし、元気なくなっていってしまっ、ますます内向きになってしまいます。

○石附委員 環境という面、職員の環境、ハード面とソフト面があるんですけども、少年院の建物、それはもう言わずもがなで、大阪管区が非常に新しいのは、多分震災のせいではないかと思うんですけども、比較的平成の二桁でできているものが多いんです。

私は少年院はもちろんそうなんです、私がこの間見学させていただいて、もうちょっと良い環境にしないとみんなプライドができないし、意欲も高まらないと思ったのが研修所なんです。職員の研修所がもう少し勉強しやすいものにならないと、居心地良いのかもしれないけれども、もうあれではちょっと勉強する気が起こらないのではないかと思いますし、意欲を高めるにもどこで現場でどうやって高めるんだろうかと思いながら、ぜひやっぱり研修所をもう少ししっかりさせて、そして研修の充実ということと体制を組むということにも力を入れていただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、ソフト面でいいますと、私はずっとスーパービジョンのことを申しあげておりました、やっぱり組織内のスーパービジョン、つまり上下関係の。それと外部から受ける自由なスーパービジョンというのは、両方あったほうがケースを見るという意味では、必要なのではないかと思っております。

そのために、やっぱり職場の中でのスーパービジョンで今まで問題になっている広島でもそうだったと思うんですが、基本的には職員間の信頼関係をどうやって縦横自由につくっていく

かということ工夫していただく。それが管理職の研修でもあると思っております。

それからもう一つは、いつも少年院で思うのは、職員の方、法務教官の服装が暗いんです。何かもうちょっと子供がなじんだり、心が和んだりするような服装にすることが環境を明るくしたり、それから安らぐためにももうちょっと御配慮があっても良いのではないのでしょうか。刑務所も暗いですね。やっぱり子供ですから、もうちょっとそういう意味では服装に対する御配慮がいただきたい。洗濯には耐えられますけれども、ファッションではねと、交野女子学院の方がおっしゃっていましたが、男子の少年院、奈良少年院、特別少年院に赤い扉ができたときに、すごいびっくりしたんですね。それと同じことで、少しそういうセンスもいただきたいと思っております。

○広田座長代理 付け加えることはほとんどないんですけども、一つだけ。

今、法務教官の執務調査をやっていて、おもしろい結果が出て、もうすぐ学会発表するんですけども、自信がありますかと聞いてみたら、仕事について直後は5%ぐらいです。それがどんどん上がって行って、40代で大体6割ぐらいまで行って、そこからずっと横ばいになるんですね。だから職員の方は成長しているというのはよく分かるんですが、40代から成長していないのか、頭を打つのかよく分からない。

言いたいのは、40代以降の話で、多分仕事に慣れて一通りやれるというところまではみんな行くと思うけれども、そこから先に、さっき毛利委員が言われたような、得意な分野を作って、それを誇りにしていくみたいなものを、やっぱりもうちょっときちんとやる必要があるのかなと。いつまでも何か自分は伸びているみたいな感覚で行けるように、そういう意味ではみんながそろって受ける研修ではなくて、それぞれが研究して何かをできるというふうなことを、少し予算的にも施設単位とかで保障してあげて、それぞれが伸びていくようなことをぜひ考えていただければというふうに思います。

○毛利委員 これは僕の意見ではなくて、ある法務教官の人にぜひ言ってくれと、法務教官を研修して鍛えるなんて、そんなあほなことはやめてくれと言われたんですけども、それよりも学校の先生には文部科学省が指導要領を出している。そして教科書も選べるようになっている。ところが少年院の法務教官は、例えば発達障害の子供たちに、この問題群別指導で協調性をどうやって培うかというような授業を1時間半するとき、自分で教材を探さなければいけない。どんなビデオを見せるのかとか、そういうのを結局プライベートの時間にやっているわけですね。これもまた仕事がプライベートに侵食して、疲れさせている。せめてこの間言った、研修所がこういう子供たちにはこういう教科書が良いよとか、それからこういうものを見せる

と良いのではないかということで、例えばNHKのアーカイブスときちんと契約をして少年院で見せるものを確保するとか、その中から教官が選んで頼むとすぐに来るといような、そういうきちんとした教えるための援護体制が余りにもないのではないかという、これは僕の叫びではなくて、現場の法務教官の叫びですので、これはすぐにでもできることなので、ぜひ考えていただきたいと思います。以上です。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

○津富委員 お話を聞いていると、どうしても、スキルアップとか、そういう方向にやりがいを求める方向に話が行っているように思います。その背景には、僕も法務教官として分かるんですけども、法務教官は、施設の中にずっといるため、何となく卑屈になってくる、一種の劣等感を持つようになってきて、そうした気持ちを「自分たちは有能だ」ということで、補償したいといった動機があるのではないかと思うのです。しかし、そういう方向ではないかたちで、やりがいを求めることのほうが、法務教官らしいと思うのです。メディアを使うというお話に関連して思ったことですが、法務教官がうれしいなと思うのは、出院者から「立ち直りました」といった手紙が来ることです。すごくうれしいんです。こういう知らせを出院者から聞くということは、現時点では、散発的にというか個人的にしか起きていないわけですが、これをもっと組織的にというか系統だって起きるようにしたらどうでしょうか。それを思ったのは、僕がやっている出院者の団体がありますが、この団体が取材されて新聞に載ったりすることは、法務教官にとって、ちゃんと立ち直っている子がいるんだという喜びでもあると聞いたことがあります。これは、うちの団体の記事の話をしているわけではありません。まさに法務省矯正局で組織的に立ち直っている人をある程度プールして、メディアにどんどんプレスリリースしていけば、世間のイメージも当然、少年院はちゃんとやっているんだなどと伝わるし、法務教官も見れば、ああ、これはうちの施設にいた子だと分かり、日々の積み上げが実はこんなふうになっていると知って、うれしく思うみたいなことがたくさん起きるようになっていくのではないかと思うんです。そういう方を、何百人もプールして、いいストーリーができればちょっとずつ、それこそ法務教官向けの本として制作してみるとか、そんなことが法務教官のメンタルヘルスを良くするのではないかと思います。以上です。

○影山委員 今の点で、ちょっと思ったんですが、若干論点がずれてしまうかもしれないんですが、出院をした後、子供たちは自分の担当の先生なんかには本当は連絡を取ってはいけないとか、それでも今度こんな仕事に就きましたとか、結婚しましたとか、お手紙に書く少年は結構いて、それは実はもらうと先生方はうれしいということはあるんだけど、それに対して返

事は書いてはいけないとか、連絡を取ってはいけないとか、そんなふうに多分、ほぼ全国ルールはそうなっているのではないかなと思うんですね。

だけれども、本当はさっきの出院後のいろいろな体制、いろいろとこれから工夫をしていく必要があるのではないかなと思うんだけど、子供たちが出院した後、やっぱり自分の担任だった先生と連絡とって、交流をしたり、また苦しいときには相談できるような体制とか、そんなふうなことは本当はあったほうが良いのではないかなというふうに思いましたので、またそれが先生方にとって、法務教官にとって、一つの仕事の生きがいとか喜びにもなって。ただ、そこをずっとやっていくと、大変さも増して、労働時間の問題もあるんだけど、ただ、場合によっては、そういう出院者に対するサービスのことも少年院の中のお仕事の一つでしっかり確立をしていくというふうなことがあっても良いのかなと思いました。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

ちょっとまとめさせていただきますと、やはり職員の執務環境のためにも老朽施設の改築を進めるべきということと、それから少し施設が集約化できるならば、業務の勤務体制の合理化を図って、ある程度、執務時間にゆとりを持たせるということが、ストレスを抱えこまないというために必要なのではないかなということと、それからやはり職員が誇りを持って勤務できるような職業にするべきで、資格を持たせるとか、資格を取得して勤務するとかというふうなことでありますとか、外部の学会に報告したり、いろいろな評価を受ける機会をもっと増やすべきではないかなということ、先ほどもお話になりましたように、少しメディアなどに自分たちの少年たちの立ち直りの成果などもアピールして、社会の方たちからきちんと評価していただけるような体制を持っていくということが必要だという御意見が出ました。

先ほどの外来処遇が必要だというお話も、出院準備のところではありましたので、外へ出た子供たちとの交信というものももっとあれば、より仕事の喜びにつながるのではないかなというふうな御意見があったと思います。

執務環境はなかなか大変で、それは職員の方たちとお話したときにも、セブンイレブンだというような話がかかなりあって、何とかゆとりが持てるような執務体制のための人員の配置とか、そういうことを考えなければいけないのかなと思いますけれども、本当に誇りを持って楽しく勤務できるような体制が整えられるように、なかなか大変な仕事だと思うんですけど、そういうことは皆さん希望しておられます。

それではありがとうございました。

○少年矯正課長 若干、よろしいですか。

先ほど、市川委員から御発言のありました耐震基準への対応問題でございます。担当部署に問い合わせてみました。昭和46年以前の建物が古い耐震基準によって建てられているところでございます。要は予算見合いということで、個別に建物の調査を実施して、老朽度、緊急性を考慮して、順次全力を挙げて要求をして対応をしているという現状であります。

もう二つだけ申し上げます、研修所の設備等について石附委員から非常に厳しい御意見をいただきました。これにつきましては近年中に昭島市というところに複数の法務関係機関が移転する計画がありまして、その中に矯正研修所も入っておりますので、リニューアルを近々され、執務環境は大きく改善されるものと期待しております。

もう一点、影山委員からありました、いわゆるモデル施設のことですが、私の個人的な思いではありますが、必要と考えております。全体の予算事情は極めてひっ迫しておりますので、今後、先生方からいただいておりますような、いろいろな理念などを盛り込み、実現できるモデル的な施設を建設して、それを目標にして、他の施設もその後続いていく。そのような流れができれば素晴らしいと考えております。以上です。

○岩井座長 どうもありがとうございました。それでは、ここで休憩に入りたいと思います。この後はヒアリングを行いますのでよろしく願いいたします。

(休憩)

(再開)

○岩井座長 それでは、再開いたします。ここからは「被害者の方々の視点から見た、今後の少年矯正」をテーマとしまして、生命のメッセージ展、鈴木共子さんと、社団法人被害者支援都民センター、Aさんにお越しいただき、話題提供いただきます。

鈴木さん、Aさん、お二人とも少年院においても積極的に活動されておりますので、日ごろ感じられていることもあろうかと思えます。

今日は鈴木さん、Aさんの順に、それぞれ20分程度お話をお伺いさせていただきまして、その後に委員からの質疑をさせていただきたいと思っております。

それでは、鈴木さんよろしく願いいたします。

○鈴木氏 ただいま御紹介に預かりました鈴木です。私自身のことをちょっと紹介させていただきたいと思えます。

私の一人息子は今から10年前に悪質な飲酒運転の犠牲になりました。その当時、そうした加害者に対しての刑というのは非常に軽くて、私は法律に全く無知でしたから、私の息子と友達を一遍に2人も亡くしたわけですけども、その加害者が裁かれる刑が業務上過失致死罪と

いうことで、最高が5年、もう信じられませんでした。

それで、こんなの許せないと私はその当時思いまして、当時やっぱり同じような思いを抱いていた遺族の方たちと協力をして、力を合わせて署名活動を展開しました。その結果、危険運転致死傷罪という新しい法律が制定されるに至ったんですけれども、でも私自身はやっぱりいろいろなことを解決するのに、厳罰化だけですべてが解決というふうには思っていなくて、やっぱり一人一人の心に伝えていきたいと。そして企画をしたのが「生命のメッセージ展」です。

「生命のメッセージ展」は皆様のお手元にあるチラシにも一部紹介されておりますけれども、社会的な意味での犠牲者というか、その死の原因を私たちが社会問題として考えていかなければならない、犠牲者主役のハート展なんですね。犠牲者一人一人の等身大です。等身大の人型パネルなんですけれども、その胸元には亡くなられた方の写真、そしてどんな事件・事故で亡くなったか、それから残された家族がつづったメッセージ文が取り付けてあります。そして足元には、その方の生きた証である靴を置いて、悲惨な事件・事故というのは決して人ごとではないということと、命というのはかけがえのないものだという、そうした展覧会なんですね。私たちは犠牲者になった方たちを命の大切さを伝えるメッセンジャーと、そんなふうに呼んでいます。

「生命のメッセージ展」の「いのち」というのは「生命」と書きます。それにはすごく非常に私たちはこだわったところです。生命、命が生まれる。私たちの大切な人は、メッセンジャーとなって新たな命として生まれているという意味です。それから生命、命を生かす、その理不尽な死を無駄にしないという思い、それから生命、命を生きる。亡くなった人の分まで私たちは精いっぱい生きようと、そんな願いを込めて、「生命」と書いて「いのち」と読ませているんです。

「生命のメッセージ展」は、2001年にスタートするんですけれども、最初は被害者支援という色合いが非常に濃かったです。10年前、当時というのは、ある意味で加害者の人権ばかりが先に立って、被害者が置き去りにされている、そんな状況でした。私自身も加害者のことというのは、ほとんど知らされていなくて、私の加害者というのは刑務所に入るんですけれども、刑務所に入ってどのような処遇を受けて、彼がどのようなしょく罪の気持ちを持っているのか、ほとんど知らされることはありませんでした。

この「生命のメッセージ展」、私たち、残された家族は本当に加害者の人に見てほしいと、そんなふうにして、例えば執行猶予で出てきた加害者ですとか、刑を終えて出てきた加害者に案内をするんですけれども、だれ一人来ることはありませんでした。それならば、私たちが

刑務所に、そうした更生施設に行って、そこでメッセージ展を開催しようと、そんな思いもあって、当時、私の加害者が市原刑務所におりましたので、市原刑務所にアプローチしました。でもその当時は、ほとんど被害者支援の視点での矯正教育というのが余りなされていませんので、体よく断られました。

「生命のメッセージ展」は、本当に2001年にスタートして、いろいろなところで開催をしているんですけれども、それぞれ地域の支援センターが共催という形で、それから行政・企業・マスコミいろいろです。最近は特に教育現場での開催が増えています。そんな中で、2006年に国会で開催をしたんですね。そのときに、矯正局の林さんが来ていらして、今は府中の方に異動をされているというふうに聞いているんですけれども、その方との出会いがあったんです。その方に私は、「生命のメッセージ展」を刑務所、少年院等で開催をしてくださいとお願いをしました。そうしたら、林さんは自分が現場に行ったら絶対に開催をしましょうと約束をしてくださいました。

それから林さんが川越少年刑務所の所長として行かれたときに連絡があったんです。川越少年刑務所が初めての「生命のメッセージ展」の開催でした。刑務所に行って開催すると息巻いていたんですけれども、実際やろうとするときに、私たち、参加家族は140家族ぐらいいるのですが、やっぱりいろいろ悩みました。加害者の存在というのは決して許せる存在ではないんですね。そんな人のいるところに、自分の大切な人を連れていくのはいかなものかと、かなりけんけんごうごうと話し合いました。

また、川越少年刑務所でやるときに問題がぼっ発というか、当時職員による少年へのわいせつ事件があったそうです。それを私たちは新聞の報道で知るんですけれども、事前に知らされていなかったということで、一部の参加家族から突き上げられたりして、随分悩んだんですけれども、でも私たちの活動の目的というのは何だろうと、加害者に対して刃を突きつけることではないんだと、命が大切にされる社会を目指しての活動なんだ、だから再犯防止というのは非常に大事なことなんだと、何とかそこに話を落ち着けて開催をすることにしました。でもそのときはそれぞれ参加家族の参加の意思の確認をしました。ですから、全員での参加ではありませんでした。やっぱりそんなところには連れていきたくないということで、30人ぐらいの方が拒否をしました。

私たちの「この生命のメッセージ展」というのは、私たちが語るのではないんですね。つまり、犠牲者が直接訴えるという形をとっております。ですから、私たちとしても、罪を犯した人たちにどうしたら伝わるものかというのをすごく考えました。最初の川越のとき、その次に

やった刑務所では、罪を犯した人たちへの参加家族のメッセージをはがき大の紙に書いてもらって渡したりとか、あるいはまた少年院には少年たちへメッセンジャーの気持ちでつづった詩を配ったりしました。ちょっとその詩を紹介させていただきます。

多摩少年院で過ごす君たちへ。

僕らは生命のメッセージ展でメッセンジャーと呼ばれている。

かけがえのない命のことを伝えるメッセンジャーというわけだ。

僕らは心なき者たちの無責任な行為と偶然が重なって、命が断ち切られた。

僕らのある者は君たちの欲求不満のはけ口とされ、命を奪われた。

君たちは被害者家族だけでなく、君たちの家族をも不幸にってしまった。

君たちは少年というくくりの中で保護されている。

君たちに同情すべき事情があったにせよ、犯した過ちは消すことができない。

僕らは今、君たちの前に立つ。君たちに対して激しいまなざしを向けるだろう。

それでも君たちは耐えなければならない、いや、耐えてほしい。

僕らは生きてくても生きることができなかった。君たちは生きている。

被害者の家族を、君たちの家族を泣かせ苦しめても、君たちは生きている。

君たちが投げやりに生きた一日は、僕らが痛切に生きたかった一日なんだ。

もし、君たちが犯した過ちから目を背け、逃げるのであれば、僕らは許さない。

君たちが犯した過ちから逃げずに、心を開いたなら、君たちに手を差し伸べてくれる人は必ずいるだろう。

僕らも悔しさはあるが、君たちに期待をしよう。だから僕らは君たちの前に立つんだ。

誠実に精いっぱい生きてほしい。せっかく生きているんだから。

僕らが痛切に生きたかった一日を、君たちは生きているんだから。

そんな詩を事前に少年たちに配ったりしました。

「生命のメッセージ展」では、その会場に参加家族が常時おりまして、来場者の方といろいろコミュニケーションを結ぶんですけれども、この少年院での開催に関しては、そうした更生施設、矯正施設での開催に関しては違う形をとりました。それは立ち会いはもう限定したんですね。つまり、彼らの母親世代、私を含めて女性が立ち会うということにしました。「生命のメッセージ展」というのは、つまり一人の母親の発案で始まりまして、根底にあるのは我が子

への思いというのがあるんですね。私たちの活動を支えているのは、やっぱり母親が中心なんです。やっぱり母性だというふうに私は思っています。母性というのはやっぱり包み込む温かさですとか、そんなものがある。だから少年院での開催は、つまり刃を向ける、鋭いまなざしを向けるのではなくて、北風と太陽でいきたいと、そんなふうに語り合っただけです。

「生命のメッセージ展」の会場では、来場された方に、15cmぐらいの毛糸の糸を渡しています。一人一人に結んでいただいて、毛糸玉を作っているんですね。少年院でもやはり同じように最初に一人一人に毛糸の糸を渡しました。最初は少年たちはアイコンタクトをとれません。みんな目をそらすんです。しばらくすると、班に分かれて大体30分から40分ぐらいメッセージと対峙をしていただくんですけれども、しばらくするとすすり泣きとかそういうふうな声が聞こえてきます。最後に毛糸の玉に結んでいただくんですけれども、そのとき、彼らは本当に結ぶ手が結べないくらいに震えていたり、もう涙でぐじゅぐじゅになっていたりとかしていました。そのときはきちんとアイコンタクトもとっていただいていたと思います。

私たちはその言葉かけとして、元気でいてねとか、精いっぱい生きてねと、そんな言葉かけをして、握手をしたりしたんです。私自身もやっぱり自分の息子と重なる年代の子供たちですので、やっぱり涙がもう本当に止まりませんでした。お互いにもうおいおいと泣きながらのそんな状況だったというふうに思っています。

その感想文に書かれている言葉も、彼らが一番多く書かれていたのが、憎まれて当然である自分たちに、被害者の方たちはなぜ優しい言葉かけをかけてくれたんだろうか。なぜなんだろうという、そんな疑問を書いている少年たちが多かったように記憶しております。

少年院といえば、多摩少年院、青葉女子学園、榛名女子学園、奈良少年院でやりましたけれども、青葉女子学園と榛名女子学園では、設営も彼女たちにやっていただきました。一人一人の人型のパネルを袋から取り出して立たせ、またそれぞれ履いている靴をその足元に置くという作業です。榛名女子学園や青葉女子学園でも、自分のお子さんを殺めてしまったという少女がいました。もう泣いて、とても非常に大変な状況だったんですけれども、でも最後までその方はもう本当に私たちと何も言葉は交わさないけれども、もうすごく握手を、じっと手を握って、意思の疎通が図れたというふうに私は思っております。

ですから、ただ見るだけではなくて、その設営もしたということで、非常にその伝わり方が強かったのではないかなというふうに思っております。

大人が収容されるような刑務所でも開催をしているんですけれども、やっぱり大人よりも若い、感性の柔らかい世代には、強く通じるなど、それは見てとれました。大人の方たち、中高

年の方、いろいろですけれども、涙を流し感じてくださる方もいるんですけれども、多くが何となくどう受けとめていいか分からない、あるいはしらけた状況だったというのが現実でした。

それと、私たちの「生命のメッセージ展」は、収容された少年たちとか、被収容者だけではなくて、やっぱり職員にも見ていただきたい、それがすごく強かったですね。職員の方にも感想文を書いていただいたんですけれども、少年たちが本当に自分の言葉で一生懸命書いてくれました。でも、職員の方たちはそれなりに精いっぱい取り組んでいらっしゃるんだろうとは思いますが、感想文が非常に簡素で、今後の指導に生かしたいとか、そんなふうな言葉が書かれていたんですね。やっぱり手段としてではなくて、やっぱり一人の人間として見てほしいなど、そんなふうに私はそのときその感想文を読んでそう思いました。

少年たちを教育されている立場にある職員の方の人間性を磨いてと、すごく生意気な言い方なんですけれども、それがすごく大事なのではないかなというふうに、改めて思った次第です。

それから今、皆さんのお手元にチラシ、「いのちのミュージアム」のチラシをお渡ししました。9月25日にオープンをするんですけれども、「生命のメッセージ展」が常設展とともに、命をキーワードにやっぱり命のことを伝えたいと、そんなミュージアムなんですね。東京都日野市の小学校の廃校の3階でやるんですけれども、そこがコミュニティーセンターになっております。1階には、東京都の保護司会の日野市、それから稲城市、多摩市、そのオフィスが一緒にあるんですね。被害者と加害者って何か対極するような形になるのかなと思うんですけれども、そうでもなくて、やっぱり私たちは究極には命が大切にされる社会を実現したいという思いで、保護司の方たちと協力体制をとりながら、この活動を進めていきたいと思っています。全国で初なのではないかと思うんですね。加害者の保護司の方たちと、そして保護司の活動をされている方たちと、それから被害者の活動と一緒にのところでやる取り組みというのは、これからまだまだ手探りなんですけれども、いろいろやっていきたいなというふうに思っております。

今後のいろいろな少年院への期待ということなんですけれども、私はこの「生命のメッセージ展」を更生教育に生かしていただきたい。100%ではありません。でも、本当に一人でもその少年たちを救うことができたならと思いますので、いろいろなところで開催をしていただきたいと思っています。もちろん、その被害者の話を生の声を聞くことの大切さは重々わかりますし、それもあって、それから被害者、メッセンジャーとなった犠牲者の、人型パネルなんですけれども、声なき声をやっぱり少年たちだったら、まだ感性のやわらかい少年たちだったら、私は受けとめてくれていると、そんなふうに思えてなりません。以上、簡単ですけれども、

お話しさせていただきました。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

それでは次にAさん、よろしくお願いいたします。

○A氏 Aと申します。よろしくお願いいたします。

私は東京の保健センターで保健師をしておりました当時1999年の5月に、精神障害者の息子さんのことで相談に来ていたお母さんと一緒に家庭訪問した際に、突然飛び出してきたその人にナイフで両手と頭と首を切られるという、受傷事故に遭いました。約1か月間入院して、その後はPTSDという診断を受けて、10か月間仕事を休みました。その後5年間はなかなか同じ保健師の仕事はできないということで、役所で事務の仕事をして、それから少し保健師の仕事に戻り、その後は役所を退職して、現在は会社の健診後の健康相談や地域の赤ちゃん訪問などをしております。

少年院に何度かお話に行く機会をいただいておりますが、どうして少年院に話に行くようになったか、その経緯からお話しします。私の加害者は精神障害者でしたので、裁判も何もなくて、これがどういう事件なのか、多分不起訴なんだろうと思っていましたが、そのてん末だけは知っておきたいと思っていました。ですから、しばらくたってから不起訴通知というのをもらいまして、それには「殺人未遂事件」と書いてありました。そんな事件だったものですから、本当に事件から数年間は自分のことが本当に大変で、体も不自由でしたし、精神的にも非常に辛いことが多くて、被害者支援都民センターへ、しばらく毎月、相談に行っては職場でつらかったことや、気持ちのつらいことをいろいろ相談させていただいていました。

そんな相談をしているうちに、被害者支援に携わっている方の研修会で私の体験を15分ぐらいでも話してみないかというお話をいただきました。そのときの研修会の分科会の話提供者に私を含めて、何人か御遺族の方たちも一緒に、そのときに初めて私は遺族の方と直接お会いしました。そこでお会いした御遺族のなかに、ちょうど私の事件と同じ1999年5月に息子さんを亡くされた御遺族の方がいらっしゃいました。その方は、こういう被害者のつらい状況やこんな理不尽な状況をもっと広く多くの人に知ってもらわなければ何も変わっていかないという強い思いで、既にNPOを立ち上げ講演活動もされている方でした。私は自分のことで精いっぱいだったのに、もうこんな活動をされているというので、とても衝撃を受けました。そして、そういう少年犯罪の御遺族の方のお話を聞くと、亡くなっていった少年が絶望の中で、助けもなく、亡くなっていかなければいけない無念さや絶望感というのが、自分の体験と重なりました。それから私も息子が2人いるので母親として御遺族の気持ちも本当に痛いほど分か

って、とても他人ごとには思えず、それを機会と一緒にいろいろな講演活動等をするようになりました。

そういう活動の中で、いくつか少年犯罪の中で疑問に思っていることや理不尽な話を聞く機会も多く、私も驚いたことがたくさんありました。少年の場合は少年審判ということで、閉ざされたところで話が進むので、どんな状況で最期に亡くなっていったのかというのを、御遺族の方は知ることができない。今は少し法律が変わって、審判に遺族も立ち会えるようですけども、当時はそういうこともできないし、どうしても真実を知りたくて、民間の被害者と加害者の対話をするところに依頼すると、「どうぞ少年の前で感情的にならないようにしてください」と非常に厳しい注意を受けて、その上で会うという、それは確かにそうかもしれないけれども、余りにも少年を守り、遺族の感情や思いに配慮がないのではないかと、ある程度少年もやったことと向き合って、被害者の感情と面と向かう必要もあるのではないかと思います。それから、少年院での在院期間が非常に短くて、殺人を犯したのに1年半や2年ぐらいで普通に町を歩いているのに出会い、大変ショックを受けたというお話も聞きました。それから保護観察中の再犯で、多分その方の加害者も保護観察中の再犯で殺人だったと思いますが、そういうことも起こっている。少年院ではどんな教育をしているのかと大変疑問を感じ憤っておられました。

それから少年院では、加害少年を守る必要は少年だからあるのですが、その少年の社会復帰にすごく重点が置かれていて、職業訓練的な内容に偏っている。もっと被害者の視点を取り入れた教育が必要ではないかということで、少年犯罪の御遺族の方を中心に、もう既に法務省などに働き掛けて、少年院に話に行く活動を開始されていました。

私はそういうのを見つつ、私の加害者は少年ではないし、少年院で話をするのは関係ないかなど、何を話したらいいのかも分からないと思っていたのですが、被害者本人の声も伝えてほしいから一緒に行こうと誘われ、いつも私が話しているような体験を話せばいいと言われて、一緒に少年院に行くようになったのがきっかけです。

少年院で話をするときは、被害者の立場から話すということで行っているのですが、いざ、前に立つと、本当に自分の息子と同じような感じの少年たちで、被害者というよりも、やはり母親の立場というか、母親の感情になってしまっていて、そういう話し方になります。

御遺族の方も、自分の加害者はもちろん憎いけれども、少年院の少年たちを見ると、面影が息子さんと重なって、懐かしいような、いとoshiiような気持ちになるとおっしゃっていました。

私が話す内容としては、突然、ナイフで切られるような体験をすると、その時にどうなるのか、どんな感情になったかを話します。感情や感覚が麻痺したり、その後も自分のコントロールがきかないような体験を話して、もしかすると君たちが迷惑をかけたか、傷つけた人たちも、同じような反応ではなかったか、その時どうだったか、もしかすると今もつらい状況にあるかもしれないということ。それから、もしかすると少年たちも私と同じようなつらい体験があって、同じようなことを経験したことがあるのではないかという話をします。私のそういう体験を通じて被害者のことを考え、どうして自分がこの少年院に来るようになってしまったのかという、自分自身のことも考えてほしいと思います。そして、これからどうしていくのか、どういう生き方をするのかということ、深く考えていくきっかけにしてくださいということを最初にお願いしています。

私のこういう体験談を少年たちに聞かせたりすることや、その内容がそれでいいかどうかは自分でも分からないですけれども、最終的に一番伝えたいと思っていることは、「暴力」についてです。それは身体暴力だけではなく、迷惑をかけたか、侮辱したり、言葉の暴力も含めてすべてそういうのを暴力とくくれば、暴力というのは人を傷つけ、人との関係を破壊して、被害者と被害者の周りの人も傷つくけれども、加害者となった君たちの周りの人たちも傷つき、関係が崩れたりしているのではないか。そういった暴力という手段によって何か得られたり、よかったことってあったらどうか。絶対そういうことはないわけだから、ぜひ暴力以外の方法で自分を伝え自己表現をしていってほしいということをお話します。それから、少年たちですから、本当にやり直すことができるし、やり直す若さと時間があるし、力もあるんだということは、何度も何度もお伝えします。

そして実際に少年院に行つての感想ですけれども、やはりとてもしっかり聞いてくれるし、話し終わった後の質問もたくさん手が挙がつて、いろいろなことを聞いてきてくれます。感想文も先ほど鈴木さんがおっしゃったように、丁寧にしっかり素直に自分の体験や自分の思いなどを書いてくださっている感想が多く、少年院に行つてお話をし手ごたえを感じます。そして何かを求めて変わっていきたいという力を、本当に肌で感じるすることができます。私自身、時には何となく元気がないときもあるのですが、そこでお話した少年たちの反応で、私自身も力づけられ、力を頂くような経験もして、手ごたえを感じています。

それから、少年院における今後の教育に望むことでは、基礎的な勉強の機会がなかったようなお子さんは、そういう学習も必要かとは思いますが、余り職業訓練的なものというよりは、期間も限られている中なので、これからをしっかり生きていけるような、内面的な力をつける

教育をしていただくのがいいのではないかと。特に人間関係や人との信頼関係を築いてこれなかったり、そういうのを結ぶのが難しいお子さんも多いと思いますし、自分の怒りや悲しみをコントロールできなくなって、今日に至っているような少年もいると思います。ですから、そのような面の修正をして、これからしっかり生きていける内面的な力をつけるような教育をしていただきたいと特に感じます。

そして、職員の方に対しては、私がお話に行かせていただくところは、大変熱心にしていただいているので、特に何もありません。しかし少年院には、厳しい環境で育った少年たちも多く、この会議の中で、少年院を出院した少年が来てお話しされていた議事録を拝見したんですけども、「少年院に行って初めて信頼できる大人に会った」と書いてありました。それを読んで少年院に行くまで信頼できる大人に会えなかったのか、予想はしていたものの、やはりそのようなかと、ちょっとショックを受けました。どんな教育をするという以前に、少年院にいる「職員の方の存在自体、人間性そのもの」が少年たちが立ち直る教育になっているとのだと強く思います。そういう自負をもって少年たちに接していただくことが重要だと思います。

それから、その他の少年院や鑑別所の運営について望むこととしましては、数日前に新聞で、少年院を出院してある程度生活をしてきている先輩がゲストスピーカーになって、少年院でお話をしたというのが載っていました。できれば少年院にいる間に、信頼できる初めての大人に出会えたというようなお子さんがたくさんいるのであれば、出院してからも保護司の方もいらっしやるのでしょけれども、できたら少年院の先生と連絡を取り合って相談できるような、つながりが持てる形もあると心強いのではないかと思います。出院した人がゲストスピーカーに来ているということですから、つながりはあるのでしょけれども、そういうことはとても良いと思います。また、私がいろいろなところで自分の体験を話すという経験から、人前で自分の体験を話すということは、すごく自分自身を見つめる機会にもなり、自分の中のものやもやしているものを整理するような機会になり、話をする側のメリットというか、立ち直りの力にもなることなので、出院した人が今まで苦労しながらこうして今生きているという話をするのは、話をする先輩のためにもなるし、また聞いている少年たちにも大変意義のあることだと思います。

あともう一つ言いますと、私の事件は公務中の事件・事故ということになってしまったのですが、自分のこの経験を振り返ると、当時は非常に忙しくて、自分自身のゆとりもなかったし、周りに相談するようなことも、自分自身も周りも忙しくて、非常にゆとりのない中で心身共に疲れ果てた中での事故だったと思っています。大抵こういう事件や事故が起こってしまうとき

というのは、良いコンディションのときには起こらないと思います。職員の方が少年たちに面と向かって指導するという事は、非常にストレスの大きいお仕事だと思いますので、そういった職員自身のケアや心身の健康が維持できるような、人的にも時間的にも職員自体のゆとりみたいなものが、とても重要だと、自分の体験と重ねて思っています。以上です。

○岩井座長 どうも本当にありがとうございました。

それでは、質疑応答に入りたいと思います。委員の方々に御質問等のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○広田座長代理 とても重いお話をいただきましたけれども、お二人にもうちょっと聞きたいのは、どういう反応がとても良いのかという、何かそういうやっぱり訴えがずっと通るような子供がきついていると思うので、そういう反応が良い子はどういうふうな子か、分かる限りでちょっと教えてほしいんですけれども。

それからそういう中でいろいろ感想のバリエーションみたいなものが、もしもパターンとかあるようだったら、それもちょっと教えていただければと思います。

○鈴木氏 先ほどもお話をしましたけれども、直接、メッセージ展、メッセージャーに出会っていただいて、そのときも肩を震わせて声を殺して泣いているという、そういう状況がまず一つですね。それから、毛糸の糸を結ぶときのアイコンタクトの仕方だとか、結ぶときの手が震えていたりとか、その身体的な反応というのは、そんなところかなというので。

○広田座長代理 いやいや、いろいろな子供の中で、例えば女の子の方がとか。

○鈴木氏 やっぱり女の子ですね。実際に私たちが体験した榛名女子学園と青葉女子学園では、ただ見るだけではなくて、実際に設営を一緒に手伝ってもらったんですね。もう本当に一人一人を大事そうに丁寧に扱っていただいて、靴もいとおしそうにそれぞれのメッセージャーの足元に置いていただいたりとか、非常に、先生の指導があるとかというのではなくて、彼ら自身が本能的にそういうものに対して非常に心ある態度をとっていたというふうに私は思います。

あとは感想文に関しては、やっぱり自分の犯した罪というのを、やっぱりもう一回考えてみたいというふうな言葉がつづられていたと記憶しています。

○A氏 私も大体同じですけれども、本当にしっかり見つけて話を聞いてくれていたり、話を聞きながら泣いている子もいます。少年院によって多少違いがあって、医療少年院にも何回か行ったことがあるのですが、医療少年院だとちょっと眠くなってしまうお子さんもいたり、少し難しさを感じることもありますが、ほとんどの少年はしっかり聞いてくれるように思います。感想文も、今の少年たちは表現が乏しいのではと思う部分がありましたが、一般の中学

校や高校の感想文よりも、とてもしっかり書いてくれています。それはきっと時間もあり、指導もあるかもしれないのですが、自分自身のことやつらい経験があったこと、自分はこういうことで事件を起こしたという経緯等を書き、深く反省を書いている感想文も多く、非常に素直に感想を書いてくれていて手ごたえを大変感じます。

○岩井座長 何か他にございますか。お話しなさる少年たちは、傷害とか暴行とかそういうふうなものをやった少年だけではなくて、全体の少年に話されるわけですか。

○A氏 その少年院にいる少年を集めて全体に話すような形式が多いので、いろいろな犯罪のお子さん、でも殺人というような子は少なく、傷害や窃盗が多いとお聞きしています。ただ、一度だけ生命にかかわるような罪を犯したお子さんの小グループで、お話をさせていただいた機会もありました。でも余りに小グループ過ぎて、本当に深刻な少年たちと面と向かうと、私自身も戸惑ったり、あるいはそういうおさんは医療少年院にいるわけで、非常に心の病理が深く、反応が一般の少年院の反応とは違って難しさを感じました。私もこういう被害を受けたときに、感情・感覚がまひした状態になったのですが、そういう大きな罪を犯した少年たちも同様に、まだ感情がまひしたような状態のように感じました。

私は心理の専門家ではないので、そういう命に直接かかわるような少年たちの小グループでの話やアプローチは、私としては戸惑いがありました。ですから、その前後は職員の方にフォローしていただくしかないかと思うのですが、大変戸惑い難しかったというのが正直なところでは。

○毛利委員 今日はありがとうございます。お二人に聞きたいんですけども、こうやって少年院に実際に行かれて、中で少年たちと会われたりする前の少年院のイメージと、行かれるようになってからの少年院のイメージというのは、どんなふうに、前はどう思っていて、後になってどういうイメージを持たれたかというその変化についてちょっと伺いたいんですけども。

○鈴木氏 私、息子の事故の前は、やっぱりそういう少年たちに対してはある種の偏見というか、いわゆる不良であるとかという、そんなふうに切り捨てるような見方はしておりましたね。私は本当に息子を何の罪もないのに命を奪われたわけですから、何でうちの子はと、それこそいわゆるその辺でたむろしているシンナー吸ったりとか、いわゆる悪さをしている少年たちが命を奪われなくて、うちの子なんだという、そういう思いはすごく強かったというふうに記憶しています。

やっぱり行ってみましたら、一人一人の少年とそういう意味での対峙をしたときに、余りにも少年たちが本当に素直というか、目の輝きという、あどけなかつたんですね。私がイメージ

していたような、突っ張っているというのではなくて、もちろんみんな丸坊主だったりとかして、例えば女の子だったら髪の毛を染めたりなんかすることも、化粧もしていないから、素のままだからだろうと思うんですけども、この子たち、まだ本当に子供なんだという、そんな思いをすごくしました。最初、私はそういう少年少女に対して、偏見にも近い、ある種の憎しみにも近い思いを持っていたのは正直なところですよ。

○A氏 私も自分がこんな事件に遭って、そういうところにお話に行くまでは、少年院に入ったような少年に会う機会もなく来ていたので、もしも身近に少年院から出てきた子がいると、怖く感じたり、息子にも余りかかわらないようにとかと言ってしまっただろうと思うのです。でも実際行ってみましたら本当に普通の子のような感じで、一生懸命聞いてくれるのです。でも、軽い場合だったら少年鑑別所にも行かない場合も多いし、少年鑑別所に行ってもそのまま戻って、少年院まではなかなか行かないということなので、この少年院にいる少年たちは、今は普通の子に見えるけれども、結構悪いことを何度も繰り返したからここに至っているわけですよ。かなり悪い子が来ているはずなのに、印象としては本当に普通のお子さんで、一生懸命立ち直りたいなと思っているように感じられて、イメージとしては少し変わったし、応援したい、実際に行ったときは、「力があるから頑張って立ち直れるから、ぜひそっちの道を歩んでほしい」ということを強く言っています。でもいざ、現実生活に戻ると、果たして少年院から実際に出たという子と面と向かったときに、私は同じように応援したり、その子を信頼し続けられるかということ、まだ自信はないんです。でも少なくとも大人の刑務所にいる人と比べればずっと反応もいいし、ずっと立ち直る力もあるので、ぜひこの少年院のところから立ち直ってくれて、絶対に刑務所に行ったり来たりするような生活にはならないでほしいというふうには思います。

○岩井座長 他にどなたか。どうぞ。

○徳地委員 今日はどうもありがとうございました。私も以前、犯罪被害者の方からお話を伺ったり、あとは学校関係での行き違いがありまして自殺した、いわゆる指導死というんですけども、そういう方の親御さんからのいろいろなお話を伺ったりしたことが過去に何回かあるんですけども、お二人の方に質問したいのは、少年院には何か所か行っているかと思うんですが、その中でどのような質問が少年たちからあるのか、もう一点は、思いもよらないような質問を受けたことがあるのか、それをちょっとお伺いしたいんですが。

○鈴木氏 私自身はその少年たちを前に、いわゆる話をするという事はないんですね、直接。ですから、質問を受けるという形は今まではありません。「生命のメッセージ展」というのは

何回も申し上げますけれども、本当に私たちが話すのではなくて、一人一人のそうした犠牲者と対峙をさせるというそういう形なもので、ただ、感想文に書いていただいたのは、なぜ被害者なのに、自分たちは加害者で、加害者というのは本当になじられて当然な存在なのに、なぜ優しい言葉かけをしてくれるんだろうかと、そういうふうなことが質問としてあったのではないかというふうに思っています。

○A氏 私の場合の質問は、いろいろあるのですが、被害者ということで行っているので、「自分は非常に反省をしていて、被害者に謝らないといけないと思っているのだけれども、どういうふうになればいいのか」という質問はよくあると思います。私も質問されると、私自身の感情としては、もし、私の加害者が謝りたいから会いたいと言われても、「私は怖いから会いたくない」と言います。そうすると少年たちも困ると思うのですが、やはり自分の加害者に対してはそう思うので正直にそのように言います。

自分の謝らなければいけない被害者の人も、もう会いたくないとか、連絡なんか取らないでくれと言われていて、というお子さんもいます。被害者という人も、被害者によって思いも千差万別なので、一概にこうすれば良いよという答えはないのだと思います。でも、私の立場から言うと、直接にはすぐには会えないけれども、もっと安全な人が間に入って私の加害者が今こんな状態になっていて、それからこういうふうになって、今こういうふうになっているのを、逐一、ずっと聞かせてもらえていれば、今会っても、もうそろそろ大丈夫かなというふうな思いになれるかもしれません。でも、事件以降、どこからも何の情報もないような状態では、突然会いたいとか謝るとか言われたって、怖くてとてもだめだということなのです。被害者の方にきちんと謝るためには、被害者が受け入れられるような方法で、時間をかけて、あきらめずにずっと伝え続けるとか、ずっと謝罪するという気持ちを持ち続けてもらうことが必要であり、タイミングさえ合えば、本当に謝罪ができる機会もあるのではないかというような、何かそんな中途半端な答え方をするしかありません。でも私に対する質問としては、どんな謝り方をすればいいとか、何かそういうことは非常に素直な少年らしく、悩んでいるなど感じて、それはとても素晴らしいことだと思います。

意外と少年は謝りたいと思うけれども、周りの大人がもうああ言っていらっしゃるからいいのよと謝罪をしていくことを止めさせたり、しなくていいというようなことがあるようにも聞いています。でも、そういうことはなく、きちっと謝るべきときは謝り、もし謝りに行ったことでかなりきついことを言われれば、そういったことにも面と向かいながら、もしそれで落ち込むようなことがあれば、周りの大人がしっかり支えてあげつつ、自分がしたことに対して

向き合っていくということは大事だろうと思っています。

○津富委員 今日ありがとうございます。一つだけ先ほどちょっと鈴木さんが言われたのを教えていただきたいんですが、優しい言葉をかけてもらっているというのは、どんな言葉をかけてもらっているんですか。

○鈴木氏 病気をしないでねとか、健康に気をつけてとか、それから精いっぱい生きてねと、そういう言葉です。

○津富委員 ありがとうございます。

○岩井座長 鈴木さんは、加害者の方にお会いになりましたか。謝ってもらいましたか。

○鈴木氏 私の加害者は、本当に当時の刑で最高ということで、5年の懲役で刑務所に入りまして、仮釈放をされるときに連絡が来るわけですね。私は正直、本当に会いたくはなかったですね。それまでは加害者のことをやっぱり自分の中ではふたをして、何とか自分をやり過ぎてきましたので。でも考えたときに、このまま逃げて、加害者から目をそらして逃げていたら、何か息子に申し訳ないなど、そんなふうになるようになって、意を決して加害者と対面をすることにしたんですね。仮釈放のときに出てきまして、保護観察官と共に私の家に来て、そのとき、加害者は本当に土下座しました。その加害者のことは私、裁判のときに本当にちらっと見ただけなんです。すぐに判決が下りてしまいましたから。あとは刑務所の中、塀の中ということで、私はコンタクトの取りようがなかったんですけれども。

目の前に来て、土下座して涙して謝罪をしたという状況でした。私は本当に加害者のこと、いつも何か自分が落ち込むと、あいつさえいなければ、あいつさえいなければという、そういう思いにいつも駆られていたんですね。やっぱり憎み存在でした。でも、憎みながら生き続けるというのは、ある意味苦しいところがあって、加害者がそのときにいろいろ約束をしたんですね。きちんと更生をする、月命日にはちゃんと私のところに来て線香を上げるとか、あるいは近くに「生命のメッセージ展」をやっておりましたので、それもきちんと見に行くと、いろいろ約束をしてくれたんです。そのとき、私は許すことはできないけれども、まあ認めることはできるかもしれないなんて思ってほっとした、解放されたという、そんな思いがありました。

でも、現実には息子の誕生日があったんですけれども、そのときも何も連絡が来ない。「生命のメッセージ展」にもずっと待っていたんですけれども、来なかった。保護司の方にお電話したら、保護観察期間が切れて今彼は行方不明だと。いまだに彼の所在は探そうと思えば探せるのかもしれませんが、もう私の中で加害者のことは一つのけりをつけたというか、不完全燃焼なんですけれども、そんなふうにして、加害者への思いではない、その思い、つま

り相手を憎むエネルギーがあるんだったらほかに向けていきたいと、そんなふうに考えました。

やっぱり今自分は刑務所、少年院も含めてなんですけれども、実際に「生命のメッセージ展」をやりたいというふうに大義名分、つまり犯罪防止のためとか、再犯防止のためと言えているのは、やっぱり自分の加害者が実際に目の前にいないから多分できているのではないかなと。もし私の加害者がその場にいたら私はどうだろう。ちょっと自信がないところです。

○川崎委員 今日本当に良いお話、またこんなところでお話しされること自体、いろいろな思いがあると思うのですけれども、それを我慢して来ていただいてありがとうございます。

先ほど、非行少年というものに対するイメージは、少年院に行って少年たちを前にして話をしたり、感想文を読んだりして、変わったというようなことをお話ししていただきましたけれども、少年院というところについて、イメージを持っていらしたかどうか分かりませんが、足を初めて踏み入れられ、あるいは何回も更にそれを重ねられて、どんな感想なりイメージなりを持っておられるか、あるいはこうあってほしい、もっとこういう教育をしてほしいとか、先ほどAさんは矯正教育に望むことについてちょっと触れていただきましたけれども、こんなことを望みたいというようなことがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○鈴木氏 初めてそうした施設で「生命のメッセージ展」を開催するというので行ったときに、非常に少年たちがある意味、例えばクラブ活動があったりとか、非常に恵まれているなど。一部の私たち参加家族は、被害者は何かいろいろな意味で、いわゆるサポートがないのに、加害者はこんなにサポートを受けているのかと。少年院ではなくて、例えば交通刑務所にしても、処遇というんでしょうか、それはすごく充実しているのではないかと、そんなふうに感想を持った人が結構多かったですね。

私、実際にやっぱりすごく良いところ、良いところと言ったらおかしいか、環境の豊かなところに彼らはいらんだなど、そんなふうに思いました。

それから望むことというのは、やっぱりそうした施設の充実も非常に大切だとは思いますが、やっぱり中の職員の方のある種の問題というのは非常に大きいのではないかと。ですから、極端な言い方をすれば、たとえ施設がおんぼろであったとしても、その中の職員の方がハートのある方だったら、やっぱり少年たちの心に通じていくんだらうと、そんなふうに思えてなりません。例えばちょっと気がついたんですけれども、「生命のメッセージ展」を開催するときに、体育館ですとか講堂で開催をするんですけれども、職員の方がその中途中途で見張りみたいに立っているんですね。何だろうと。もっと自由な感覚で見せてあげてもいいのではないかなと思うんですけども、でも何かちょっとでも、不審な行動ではないんですけれ

ども、外れた行動をするとその職員の方が行って引っ張ってくると、そんな光景を目にして変だなというふうにはちょっと感じました。

○A氏 私の少年院のイメージとしては、最初に行ってびっくりしたのは、学校みたいだなと。やっていることも学校みたいだなと思ったのですが、普通のブレザーの制服を着ていて、私はもっと刑務所のような灰色の作業服のようなイメージを持っていたので驚きました。話を聞くと、ときだから正装をしているのかもしれないのですが、普通の高校や私立中学校みたいな感じに驚きました。それから職員の先生方も本当に温かい感じで、その温かい感じが被害者や遺族側から見ると、そういうことをした少年に対して甘いような印象に感じてしまうのかもしれない。

でもそれは悪いことではないと思いますが、あまり学校のような普通のお勉強と職業訓練というプログラムだけではなく、本当に何を優先するべきかという、自分は何をしたのか、これからどうしたらいいかというような、もっと心理的な内面教育にしっかり時間をとっていただきたいと思います。私が話すときも、「立ち直る力をつけるには、ここにいる時間は大変短いと思う」と話しています。実際そうだろうと思います。ですから在院中のしっかりした教育と出院後をきっちり支えてあげるような、しっかりしたサポートシステムを考えていただければなと思います。

○本田委員 先ほどの教官の方たちとの準備について質問させてください。こういうワークショップとか展示をするときは、実は中の職員の方たちがかなり入念に準備する必要があると思っていますね。特に、加害者になった人たちの実際にそれに立ち向かうときのレディネス、自分たちが実際に鈴木さんたちにお会いしたときにどういうふうな気持ちで自分たちが会えばいいのか、終わった後、何を自分たちが振り返っていけばいいのか、単なる今後の指導に参考にしますでは済まされることではないと思うんですね。その場合に、きちんと教官たちが準備に対して前向きに話し合いの時間を持ってもらえているのかということについて教えてください。こういう活動をやっていくときに、職員の方に対して活動についてのレクチャーが事前にあって、内容を教官が十分に理解した上でやっていった場合だと、多分、職員の方でも後でケアしやすい部分があると思うんですが、そういう打合せというのは、実際にはどのぐらいできていますか。

○鈴木氏 打合せというよりも、事前に「生命のメッセージ展」に実際に来ていただいてそれで見ていただくという、そういうスタイルをとっておりますね。ですから、その中での詳細についての打合せというのはそんなに時間をとってはないですね。

○本田委員 見にきていただいても、四隅に立って監視している。

○鈴木氏 そうなんですよね。だからもっと自由な、和む場として、非常に厳しい場ではあるんですけども、もっと優しさのある場にしたいなというのは私たちの思いなんですけれども、黒いというか紺色の制服を着た方が四隅に立って、しかめっ面をして立っているという、そういうイメージがちょっと私には見えました。

○本田委員 本来だったら多分寄り添いながら、一緒に語っていくというようなことをして、その後の個別のところに入っていけるといいのかなとは思いますが、またそれは職員側のほうの準備として、これから必要だということで、こちら承ればよろしいですか。

○鈴木氏 やっぱり一緒に共感をしてほしい。「生命のメッセージ展」を一つのきっかけにして、共感する思いを、それをいつでもどの会場でもそうなんですけれども、見ることで親子関係、実際の「生命のメッセージ展」のことを親子で話して、親子のコミュニケーションをとれるとか、そんなふうに生かされておりますので、やっぱりそのように指導者とそれから少年たちもできれば理想かと思えますけれども、あったらいいなというそんなふうに思っています。

○本田委員 あと、一つは感想です。謝るということについて学ぶことを今、少年院や少年刑務所の中でもやっています。傷害事件とか、傷害致死の加害者への暴力防止のプログラムを始めただけの段階ですぐに謝りたいと言う人もあります。それはだれのためかという、自分が楽になりたいからなんです。謝ってしまったらそれで終わり。

だれのために謝るのかということについて、きちんとやっぱり少年院の中で向き合うということをしないと、なかなか他者の立場に立って、何が相手にとっての本当の謝罪なのかというのは、彼らは分からない。とにかく苦しいし、目の前にそういったものを突きつけられたら、現実的に非常に自分自身が苦しくなってしまうので、先ほどの医療少年院の方のようにもう大パニックになってしまって、自分自身がケアが必要になったということが起こる。それでもやっぱり向き合わなくてはいけない場合に、職員側の方がきちんとそれがあった後に何が起こるのかということまで、きちんと研修をした上で、皆さん方の活動をどんどんまたやっていただけると、すごく効果があるんだろうなと思います。

○津富委員 耳が痛いこともあるし、自分の悩みでもあるんですけども、私自身が少年院の教官だったので、先ほどのようなことはよく分かるんです。少年はすごく感じて通じているのに、職員がそういう残念な感想を書いてしまうというのは。

私は、被害者の方のお話を聞くという時代になる前に、現役の法務教官だったのですが、子供に何かを感じさせようみたいなことを思って、いわゆる、良い映画みたいなものを見せると、

子供たちがぼろぼろ泣いて、日記に一生懸命感想を書くなんていうことがよくありました。今日のお話と、映画はもちろん内容は違うんですけども、子供たちが純粹にそういう反応をするということはすごく想像ができます。日記を読んで、今日は良い経験をしたねということで日は過ぎていくんですけども、その当時悩んでいたのは、彼らがすごく泣いているのは一体、再犯防止になっているのだろうかということなんです。実際、彼らの感情は素晴らしいし、いい言葉が出てきます。一方で職員は、先ほどの話のとおり、淡々としていたりしているわけです。でも、少年の方が犯罪をして入ってきた人たちで、職員の方は決してそんな悪いことをしている人ではないんですよね。

先ほどちょっとAさんが言ってくださったんですけども、新聞記事の出院者のお話、あれは私もさせていただいている団体なんですけれども、彼らと付き合っと思うことは、彼らの方が、人間性がすごくあるということです。非当事者のメンバーと当事者のメンバーでやっていますが、昨夏、一緒にアメリカに出張に行きました。アメリカで、通りがかりの人と圧倒的に友達になっていくのは、英語ができない当事者の彼らなんです。むしろ、非当事者の僕らの方が、いろいろなところで迷惑かけたりとか、集団行動をとれなかったりとかして。

先ほど、鈴木さんはこの活動が再犯防止だと言われたんですけども、僕は、そんなことを経験していく中で、僕自身が悩んでいることをちょっと聞いていただいてどういうふうに思われたかをちょっと教えてください。すみません、変な質問だったかもしれませんが。

○鈴木氏 再犯防止と言い切るのではなくて、再犯防止であってほしいという、そういう願いですね。生命のメッセージ展を一つのきっかけにして、何度も申し上げますけれども、これをやればすべてが解決ということは絶対にあり得ない。方法論の一つとしてとらえていただくぐらいの感覚で私はいいいのではないかと、そんなふうに思っています。

○津富委員 ありがとうございます。

○毛利委員 すみません、鈴木さんは被害者、もしくは遺族の方とたくさんお付き合いになっているということで、その全体を代表するような感じでちょっと答えていただきたいんですが、もしかしたら本当に失礼な質問かもしれないんですが、もし少年院なり刑務所に行った人が、そこで働いて、わずかなお金を今もらっているんですけども、そういうものが制度として遺族の方に送られてくるということは、遺族の方なり、被害者に対して侮辱するようなことになるのだろうかということなんです、そのあたりはどう思われますか。

○鈴木氏 それはもう本当に難しい問題だと思うんですけども、やっぱり加害者と遺族の関係だと思うんですよね。ある日突然、お金がぼんなんていったら、それはもう失礼以外の何物

でもないし、受け取れない。でも、その前にいろいろなプロセスがあれば、それはある種の謝罪の形の一つなんだ、償いの形の一つなんだとして、多分受け入れられるだろうと、そんなふうに思います。

○毛利委員 そういう制度があるのとないのとではどうでしょう。

○鈴木氏 それも難しいんですけれども、やっぱり制度が先にありきなのか、個人の思いが先にあるのかというところで悩むところなんですけれども、私としてはやはりそういう制度があった上で、周りの人たちがプロセスを充実させていくというのがあっても良いかなとも思います。個人的な意見ですけれども。

○毛利委員 そして遺族なり、被害者の方が、それを選択して受け取れるというような形。

○鈴木氏 そうですね。本当にこんなことを申し上げて失礼なんですけれども、やっぱり被害者に関しては、本当に保障のものが全くないというのが実情なので、私たちから言わせると、加害者に対しては非常に手厚いではないか、でも私たちは、なんていう思いはどこかでいつも皆さん持っておりますので。

○毛利委員 例えばそういうお金が受け取られないものがプールされていて、困った被害者の方とか、遺族の方が何らかの形で使えるように、基金としてつくってあるとか、そういう制度がもしできたらどうですかね。

○鈴木氏 それは素晴らしいと私は思います。

○毛利委員 ありがとうございます。

○岩井座長 それでは、そろそろお時間のようです。本日は鈴木さん、Aさんにはお忙しいところ本当にありがとうございました。

それでは、本日はこれで閉会といたします。次回、第12回会議は10月6日水曜日、法務省で行います。そこでは少年院、少年鑑別所の機能を生かした関係機関等との連携の在り方についてをテーマに議論をする予定といたします。その際、関係機関のヒアリングもあわせて実施いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

午後 5時00分 閉会